



財務局長会議において挨拶する与謝野大臣
(4月27日)



金融審議会公認会計士制度部会において挨拶する
櫻田副大臣 (4月26日)

目次

【トピックス】

- 「金融機関のCSR事例集」の公表について…………… 2
- 証券取引所のシステム整備のあり方等に関する論点整理（第二次）…………… 3
- 監督指針・事務ガイドラインにおける審査基準・処分基準について…………… 4
- 「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」
「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正について…………… 5
- 金融機関等から業務の委託を受けた者に対する検査についての公表について…………… 8
- 金融検査評定制度の試行に関するQ&Aについて…………… 9
- 株式等の売買発注管理に係る一斉点検等の結果について…………… 10
- 証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会及び市場機能支援室の設置について…………… 11
- 情報セキュリティに関する検討会の立ち上げについて…………… 12
- 中間論点整理～適合性原則を踏まえた保険商品の販売・勧誘のあり方～の公表について…………… 12
- 国際コンファレンス「アジア各国の金融利用者保護を支える法と経済」の開催について…………… 16

【特集】

- バーゼルⅡ（新しい自己資本比率規制）の概要について…………… 20
- お金の使い方と地域社会について考えるシンポジウムの開催【第4回】
パネルディスカッション・セッション1「金融経済教育の必要性を考える」…………… 23

【国際室から】

- 銀行監督の基本原則～「バーゼル・コア・プリンシプル」の見直しについて
総務企画局総務課国際室課長補佐 大城 健司…………… 30

【金融便利帳】

- 「監督指針と事務ガイドライン」…………… 34

【金融ここが聞きたい！】…………… 36

【お知らせ】…………… 38

【3月の主な報道発表等】…………… 39

【トピックス】

「金融機関のCSR事例集」の公表について

近年、企業と社会との相互関係が多様化・複雑化する中で、CSR（企業の社会的責任）に対する企業の関心が高まっており、我が国金融機関においても、CSR担当部署を設置し報告書を作成するなど、積極的な情報開示等に努めているところが現れています。

こうした中、金融庁としては、平成17年7月に、CSRに関する情報開示促進のため各業態の監督指針の改正を行いました。更に、今般、金融機関によるCSRを重視した具体的取組みについてのアンケートを実施し、その結果を取りまとめて、「[金融機関のCSR事例集](#)」を作成・公表しました（平成18年3月31日）。

（注）[「金融改革プログラム工程表」（平成17年3月）](#)においても、「金融機関によるCSRを重視した具体的取組みについて、金融庁で事例集を作成・公表（18年3月を目途）」としています。

（実態調査の概要）

【調査目的】金融機関が行っているCSRを重視した具体的取組みについての現状把握

【対象金融機関】各協会加盟の預金取扱金融機関、保険会社、証券会社等（各協会経由で調査）

〔対象協会名〕

○ 預金取扱金融機関

全国銀行協会、社団法人信託協会、国際銀行協会、社団法人全国地方銀行協会、社団法人第二地方銀行協会、社団法人全国信用金庫協会、社団法人全国信用組合中央協会、社団法人全国労働金庫協会

○ 保険会社

社団法人生命保険協会、社団法人日本損害保険協会、外国損害保険協会

○ 証券会社等

日本証券業協会、社団法人投資信託協会、社団法人日本証券投資顧問業協会、社団法人金融先物取引業協会

【調査実施期間】平成18年1月31日(火)～3月3日(金)

実態調査を実施した1,234金融機関のうち、回答のあった金融機関数は約99%の1,217機関であり、更にそのうちCSRを重視した何らかの具体的取組みを行っているとは回答した金融機関は、約67%の810機関でした。

回答結果をみると、

- ① 回答のあった金融機関のうち、CSR専門担当組織・機関を設けている金融機関は約14%であり、組織・機関があると答えた金融機関における平均人員数は約4.8人でした。業態別に見ると、専門部署を設けている金融機関の割合が最も大きかったのは保険会社（約3割）で、平均的な人員数についても、平均8人の人員を割いています。
- ② CSRの取組みを行っている金融機関において、CSRの取組みを開始した時期については、2000年代…約41%、1990年代…約23%、1980年代以前…約33%となっています。特に、地域銀行においては、地域密着型金融という業務の特性もあり、「1960年代より前」と回答しているところが約4分の1を占め、割合として最も大きくなっています。
- ③ CSRを重視した取組みを行う主な理由については、CSRの取組みを行っているとは回答した金融機関の約6割が「地域との共存共栄」を挙げています。
業態別に見ると、地域銀行の約9割、信用金庫・信用組合・労働金庫の約8割が「地域との共存共栄」を挙げていますが、保険会社では「取扱う事業の公共性に鑑みて」CSRの取組みを行っているとは回答した社の割合が最も大きく、全体の半分を占めています。
- ④ CSRの取組みを行っている金融機関のうち、全体で約8割の金融機関が、何らかの形で情報開示を行っており、情報開示の方法としては、ディスクロージャー誌の利用が最も多くなっています。

また、同調査において、CSRを重視した具体的な取組みの詳細（1機関につき最大5つ）について尋ねたところ、全体で1,880事例について回答が寄せられました。

- ① 取組み分野としては、「経済」約18%、「環境」約20%、「社会」約61%となっています。
- ② 取組み事例の類型としては、全体的に社会貢献・地域貢献の割合が大きくなっていますが、特に証券会社等においては、他の業態に比べてコンプライアンスに関する取組みが多いことがうかがえます。
- ③ 取組みの中で特に意識するステークホルダー（利害関係者）については、取組み事例全体の中で、約半分の取組みが特に意識しているステークホルダーとして「地域住民」を挙げています。

今回の事例集の公表により、各金融機関が他の金融機関の具体的な取組みを参照し、今後の取組みに活かすこと等を通じて、金融機関の利用者等の利便性向上に資することを期待しています。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「所管金融機関の状況」から[「金融機関のCSR事例集」](#)、または「報道発表資料」から、[「金融機関のCSR事例集」の公表について（平成18年3月31日）](#)にアクセスしてください。

証券取引所のシステム整備のあり方等に関する論点整理（第二次）

証券取引所は証券市場の重要な社会的インフラとして、十分なシステム処理能力によって市場利用者の円滑かつ安定的な取引を確保する必要があります。世界的にみても取引所のシステム化が進んでいることを踏まえると、システム問題は取引所経営の中心的課題と位置づけられます。

金融担当大臣の私的懇談会である、「証券取引所のあり方等に関する有識者懇談会」（座長：成田豊（株電通最高顧問））は、日本の証券取引所を世界でトップランクの資本市場とするために、国際的な視点で競争力を高めるための議論を行い、まずはシステム整備のあり方に関して、平成18年2月23日に論点整理（第一次）を公表（詳細は[アクセス FSA 第39号参照](#)）したところですが、その後の海外調査の結果や証券業協会のワーキングにおける検討状況等を踏まえ、システム整備等に向け証券取引所において取り組むべき項目について、第3回会合（平成18年3月24日（金））における議論を経て、平成18年3月31日（金）に「[証券取引所のシステム整備等のあり方に関する論点整理（第二次）](#)」及び「[証券取引所システム整備等に関する工程表](#)」として公表しました。

懇談会においては、公表された工程表の実施状況等について、適宜フォローアップしていくほか、上場制度を中心とした取引所規則のあり方などについても議論を継続し、望ましい方向性などの整理がなされたものについては、その都度、外部に発信していくこととしています。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から「[第3回証券取引所のあり方等に関する有識者懇談会資料](#)」（平成18年3月24日開催）（平成18年3月27日）、「[証券取引所のシステム整備のあり方等に関する論点整理（第二次）](#)」（平成18年3月31日）にアクセスしてください。

監督指針・事務ガイドラインにおける審査基準・処分基準について

行政手続法では、「公正で透明な行政運営の確保」との観点から、審査基準（申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準）及び処分基準（不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準）という概念が、設けられています。

平成 18 年 4 月 1 日に施行された改正行政手続法においては、上記審査基準及び処分基準を含む命令等の新設・改正に際して、意見公募（パブリックコメント）が義務付けられることとなりました。

また、他方で、同年 3 月 31 日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進 3 年計画（再改定）」<http://www.kisei-kaikaku.go.jp/publication/2005/0331/index.html> では、「審査基準・処分基準として取り扱うものについては、行政手続法に定める意見公募手続を行うとともに、その内容を積極的に公表する」との言及がなされており、各府省庁の通達等における審査基準・処分基準の明確化が求められています。

こうしたことを踏まえ、金融庁では、監督指針・事務ガイドラインにおける審査基準・処分基準の明確化を図るため、監督指針等に含まれる審査基準・処分基準の一覧を作成し、平成 18 年 3 月 31 日に金融庁ホームページ上に公表しました。

（参考）行政手続法（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～七 （略）

八 命令等 内閣又は行政機関が定める次に掲げるものをいう。

イ （略）

ロ 審査基準（申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。）

ハ 処分基準（不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。）

ニ （略）

（意見公募手続）

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2～4 （略）

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「所管の法令・ガイドライン等」から[「監督指針・事務ガイドラインにおける審査基準・処分基準について」](#)、もしくは「報道発表資料」から[「監督指針・事務ガイドラインにおける審査基準・処分基準について」](#)（平成 18 年 3 月 31 日）にアクセスしてください。

「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」、「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正について

はじめに

金融庁は、平成 18 年 3 月 31 日、「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」、「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部を改正しました。

今回の改正は、①金融機関の取締役等の資質に関する規定（Fit and Proper 原則）の具体的な着眼点の明確化、②バーゼルⅡ第2の柱の実施、③銀行代理業者の監督、④銀行法の一部改正に伴う改正（③以外）、の4点について行われております。以下、その概要について説明させていただきます。

1. 金融機関の取締役等の資質に関する規定（Fit and Proper 原則）について（「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」、「保険会社向けの総合的な監督指針」を改正）

銀行及び保険会社の取締役・執行役の適格性についての規定は、平成 13 年の銀行法及び保険業法の改正の際に新設されており、同規定に基づき、これまで監督当局としても銀行及び保険会社の取締役等の資質については、適切な監督を行ってきたところです。

近年、金融機関の経営陣に責任を帰すべき事由による不祥事等が発覚し、社会問題となる事案が発生していることから、平成 16 年 12 月に公表した「[金融改革プログラム](#)」においては、「金融機関の取締役の資質に関する規定（Fit and Proper 原則）の具体的な着眼点の明確化」が施策として掲げられました。

これらを踏まえ、関係者の予見可能性を高め、金融機関のガバナンスの強化に資する観点から、銀行及び保険会社の取締役等の適格性規定に関する具体的な着眼点や監督手法の明確化を行うこととし、具体的には、金融機関の取締役等の選任議案の決定プロセス等において、金融機関がその適格性を判断する際の着眼点として、「経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識・経験」及び「十分な社会的信用」の明確化を行いました。

銀行を例にとると、「経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識・経験」については、「銀行法等の関連諸規制や監督指針の経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験」、「コンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験」、「銀行業務の健全かつ適切な運営に必要となるコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験」、「その他銀行の行うことができる業務を適切に遂行することができる知識・経験」を有しているか、といった点を具体的な着眼点として例示しました。

また、「十分な社会的信用」については、「反社会的行為に関与したことがないか」、「証券取引法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか」、「過去において、所属した法人等又は現在所属する法人等が金融監督当局より法令等遵守に係る業務改善命令、業務停止命令、又は免許、登録若しくは認可の取消し等の行政処分を受けており、当該処分の原因となる事実について、行為の当事者として又は当該者に対し指揮命令を行う立場で、故意又は重大な過失（一定の結果の発生を認識し、かつ回避し得る状態にありながら特に甚だしい不注意）によりこれを生ぜしめたことがないか」等といった点を具体的な着眼点として例示しました。

今回の取締役等の資質規定の着眼点は、各金融機関の取締役等の選任プロセス等における自主的な取組みを基本としつつ、その過程において取締役等の適格性が適切に判断されているかどうかを当局が確認するための事項の例示であり、また、特定の事項への該当をもって直ちにその適格性を判断するためのものではありません。

したがって、まずは金融機関自身がその責任において、これら着眼点も踏まえつつ、その

時々の時点における取締役等個人の資質を総合的に勘案して適切に判断することが重要であると考えています。

2. バーゼルⅡ第2の柱の実施について（「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を改正）

今回の改正は、

- ①「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」に統合的なリスク管理に関する着眼点等の追加、
 - ②「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の両監督指針における、銀行勘定の金利リスクに係るモニタリングを含む早期警戒制度^{※1}の規定の見直し、
- を行ったものです。これらは、バーゼルⅡ^{※2}第2の柱への対応として昨年11月に公表を行った「[バーゼルⅡ第2の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）の実施方針について](#)」で既にお示ししている内容を具体的に監督指針に盛り込んだものです。

今回の改正の趣旨としては、バーゼルⅡ第2の柱において、金融機関自らの「自己管理型」のリスク管理と自己資本の充実の取組みを期待すること、当局は、各金融機関の自発的なリスク管理と自己資本の充実の取組みを期待すること、当局は、各金融機関の自発的なリスク管理の方法について検証・評価を行い、必要に応じて適切な監督上の措置を求めること等が示されていることを踏まえ、金融庁の対応を明確にするというものです。

統合的なリスク管理態勢の評価については、金融機関が自らの業務の規模、特性、複雑さに応じ、明確なリスク管理方針の下、各事業部門等が内包する種々のリスクを総体的・計量的に把握した上で、こうした総体的なリスクに照らして質・量ともに十分な自己資本を維持していく必要があると考えられることから、各金融機関が自らの統合的なリスク管理態勢の整備状況及び自己資本の充実度を評価するプロセスを検証することとしています。

早期警戒制度の規定の見直しについては、バーゼルⅡ第2の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）への対応として、金融機関による統合的なリスク管理態勢の構築に向けた自発的な取組みを促し、それを当局が検証する一方で、併せてこうした個々のリスク等に関する具体的指標に着目した既存の早期警戒線を活用し、監督を行っていくことが効果的かつ効率的であると考えられます。また、バーゼルⅡ第2の柱において特に重要な事項とされている「銀行勘定の金利リスク」及び「信用集中リスク」については個別に管理する必要性が高いことを踏まえ、早期警戒制度の枠組みの中に組み込み、バーゼルⅡ第2の柱の考え方を反映させました。

具体的には、銀行勘定の金利リスクを検証するに当たり、バーゼルⅡ第2の柱におけるアウトライヤー基準^{※3}を設定し、早期警戒制度の「安定性改善措置」の枠組みの中で適切なモニタリングを行っていくこととしました。

また、信用集中リスクの検証に当たっては、金融機関の個別取引先に対する与信判断は、あくまでも当該金融機関の経営判断により行われることを前提としますが、当局としては、特定業種への集中や、大口与信先に対するリスクが顕在化した場合の影響額^{※4}を勘案した自己資本比率を

¹ 最低所要自己資本比率を上回る（早期是正措置の対象とならない）金融機関に対し、収益性、信用リスク、市場リスク、流動性リスクに着目したモニタリングを行い、それぞれについて予め共通の目線で設定した基準に該当することとなった金融機関に対し、ヒアリングや、必要に応じ報告徴求、業務改善命令を実施し、早め早めの経営改善を促す枠組み。

² バーゼル銀行監督委員会『自己資本の測定と基準に関する国際的統一化～改訂された枠組』（2004年6月）

³ 銀行勘定の金利リスク量（①上下200ベース・ポイントの平行移動による金利ショック又は②保有期間1年、最低5年の観測期間で計測される金利変動の1パーセントイル値と99パーセントイル値によって計算される経済価値の低下額）が基本的項目（Tier1）と補完的項目（Tier2）の合計額の20%を超えるか否かという基準

⁴ 大口与信先のうち要管理先以下の者に対する債権の非保全額（引当金を除く）の一定額が損失となったと仮定した場合の損失額

基準として採用し、早期警戒制度の「信用リスク改善措置」の枠組みの中で適切なモニタリングを行っていくこととしました。

中小・地域金融機関のうちには、規模やリスク特性等にかんがみて直ちに高いレベルの統合的なリスク管理を求めることが適当でないと思われる金融機関もあると考えられますが、そうした金融機関に対しては、原則として当局からのモニタリングである早期警戒制度に基づく対応を基本とし、同制度に基づくヒアリングや報告徴求等を実施する中で、その規模、抱えるリスク等に応じ、経営改善のために必要と認められる場合に、望ましい適切なレベルでの統合的なリスク管理態勢の構築に向けた取組みを促すこととしています。

3. 銀行代理業者の監督について（「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を改正）

銀行代理店は、従来出資規制や兼業規制の下で、原則として銀行の子会社が専業で行う場合に認められていましたが、平成 18 年 4 月 1 日施行の銀行法等の一部を改正する法律により、新たに銀行代理業制度が創設されました。

これに伴い、一般事業者の銀行代理業への参入が可能となることなどによって、利用者の金融サービスに対するアクセスの確保・向上及び金融機関の多様な販売チャネルの効率的な活用が期待されますが、その一方で、一般事業者としての取引関係を利用した不公正な取引が行われることのないよう、銀行代理業の健全かつ適切な運営を確保することとしました。

銀行代理業者を監督するに当たっては、銀行代理業への参入を許可制とし兼業について個別承認制とした趣旨にかんがみ、銀行代理業の適正・確実な遂行を確保するために、銀行代理業者及び所属銀行に対し適時適切な監督を行っていく必要があります。

特に、既存の一般事業者が銀行代理業へ参入した場合など、銀行代理業者が他業を兼業する場合には、抱き合わせ販売（融資）、情実融資及び顧客情報の流用等の不適切な取扱いが生ずることのないよう、銀行代理業者の業務運営態勢の整備等が強く求められることに留意する必要があります。

一方で、銀行代理業者が営む銀行代理業に関しては、所属銀行が健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じる責任を負うこととされていることにかんがみ、銀行代理業者の監督に当たっては、所属銀行本体に対する監督に重点を置き、まずは所属銀行への監督を通じて、銀行代理業者が営む銀行代理業に係る業務の健全かつ適切な運営が実現されるよう監督を行う必要があります。

4. 銀行代理業者の監督以外のその他の改正について（「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を改正）

今回の銀行法の一部改正に併せて、銀行代理業者の監督以外のその他の改正事項として、M&Aファイナンス等の際の不適切な取引の発生の防止等の監督上の着眼点を明確化しました。

おわりに

今回の改正の概要は以上のとおりですが、これらの規定は平成 18 年 4 月 1 日からの適用（バーゼルⅡの一部（アウトライヤー基準）については平成 19 年 4 月からの適用）となっており、円滑に実際の監督事務に反映していくよう努めてまいります。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から [「主要行等向けの総合的な監督指針、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針、保険会社向けの総合的な監督指針の一部改正について」（平成 18 年 3 月 31 日）](#) にアクセスしてください。

金融機関等から業務の委託を受けた者に対する検査についての公表について

金融庁では、本年4月1日より、銀行法、保険業法等に基づき、金融機関等（銀行法、保険業法等に規定する銀行、保険会社等）から業務の委託を受けた者に対する検査が可能となりました。これらを踏まえ、検査の実効性及び透明性確保の観点から、パブリック・コメントも踏まえたうえで、本年3月31日、当該検査の基本的な手続等に関する考え方を明確化した「[金融機関等から業務の委託を受けた者に対する検査について](#)」等を公表しました。その主な内容は以下のとおりです。なお、金融機関等からの業務の委託先は多岐にわたりますが、実際に検査の対象となる業務の委託先については、法令の趣旨に則り、金融機関等からの委託業務の内容やその規模等様々な要素を考慮した上で適切に判断することとします。

1. 基本的考え方

業務委託先に対する検査については、銀行法等の規定により、金融機関等に対して立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときに、その必要の限度において実施することができることとされています。したがって、例えば、金融機関等に対する検査を実施する際に、業務委託先における事務処理上の不備やシステム障害等が、金融機関等の業務の適切性、ひいては利用者の利益を損なう可能性がある場合において、金融機関等への立入りではその実態が把握できないときに、業務委託先に対する検査を実施することとします。

また、業務委託先に対する検査は、「[金融検査に関する基本指針](#)」（平成17年7月1日）

（注）（以下「基本指針」という。）に準じて実施することとします。

（注）基本指針の概要については、アクセスFSA [第30号](#)・[第31号](#)・[第32号](#)参照

2. 検査手続

業務委託先に対する検査は、（委託元である）金融機関等に対する検査の一環として、基本指針における実地調査の手続等に準じて行います。ただし、業務委託先は、金融機関の営業所とは性質が異なるものであること等を考慮して、以下のような取扱いとします。

① 検査の予告・無予告の別

基本指針において、実地調査は原則無予告で実施することとされていますが、業務委託先に対する検査の予告・無予告の判断にあたっては、検査における検証範囲や着眼事項、業務委託先の負担など様々な要素を総合的に勘案した上で、検査の効率性及び実効性を慎重に比較考量し、個別に判断することとします。

② 業務委託先に対する重要事項の事前説明等

検査手続の透明性確保等のため、基本指針に準じ、業務委託先に対する重要事項の事前説明等を実施し、検査命令書等についても提示します。重要事項の説明については、検証範囲など基本指針別紙「説明等事項一覧」に掲げる事項について金融機関等本体におけるものと同程度の説明を行うこととします。

③ 検査関係情報の取扱い

検査関係情報の取扱いについても、基本指針に準じ取扱うこととし、委託先が第三者に検査関係情報を開示しようとする場合には、当局の承諾を得て頂くようお願いすることとします。

3. 検査モニター及び検査結果通知書の取扱い

業務委託先に対する検査は、金融機関等に対する検査の一環として行われることから、[検査モニター](#)及び検査結果通知書の交付については、業務委託先に対しては行わず、業務の委託元である金融機関等に対し実施します。

4. その他

その他、業務委託先に対する検査に当たっての基本的考え方及び実施手続等については、基本指針に準じて実施することとします。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から「[金融機関等から業務の委託を受けた者に対する検査についての公表について](#)」(平成 18 年 3 月 31 日)にアクセスしてください。

金融検査評定制度の試行に関するQ&Aについて

金融庁では、「[金融検査評定制度](#)」に関して、「金融検査評定制度の試行に関するQ&A」を作成し、平成 18 年 3 月 30 日に公表しましたので、以下にその概要を説明致します。

1. 金融検査評定制度については、平成 17 年 7 月に制度を制定した後、12 月までの試行準備期間を経て、平成 18 年 1 月より試行を開始しました。

※1 試行期間中の評定結果は、検査結果通知の一部として通知されることとなりますが、選択的行政対応には反映されません。

※2 本格施行は、18 検査事務年度以降、速やかに施行することとなっておりますが、評定に係るデータやノウハウの蓄積等を踏まえて決定していくこととなります。

2. 試行準備期間中においては、試行に向けた準備として被検査金融機関との間で評価の目線合わせの議論を行ってきましたが、その中で、評定制度に関して様々な疑問点等が金融機関より寄せられました。

3. これを踏まえ、今後の本格施行に向けて評定制度に対する金融機関関係者の理解の一層の向上に資すること等を目的として、「金融検査評定制度の試行に関するQ&A」を作成したものです。

【主な事例】

- ・ 評定結果と監督上の行政処分等の関係
- ・ 自己評価を求める趣旨
- ・ 「B評価」と「C評価」の具体的な違いや、「強固な」あるいは「十分な」態勢のレベル感
- ・ 内部管理態勢として必ずしも十分とは言えないが、具体的な問題が表れていない場合の評価や、各評定項目毎の評価ポイント

4. このQ&Aも利用して、評定制度の定着を図っていくよう努めていきたいと考えています。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から「[金融検査評定制度の試行に関するQ&Aについて](#)」(平成 18 年 3 月 30 日)にアクセスしてください。

株式等の売買発注管理に係る一斉点検等の結果について

金融庁は、平成18年3月15日、昨年12月22日付で全ての証券会社に対して実施を要請した、株式等の売買発注管理に係る一斉点検等の結果を公表しました。

1. 要請の概要

昨年12月に証券会社による大規模な誤発注が発生したことを踏まえ、金融庁及び各財務局等は、同年12月22日付で全ての証券会社に対して、株式等の発注業務の管理、株式等の発注システムの設計・管理、及び大規模な誤発注等に対する危機対応策の策定状況について一斉点検を実施するとともに、その点検結果及び考えられる改善策について本年1月20日までに報告するよう要請し、報告書の提出を受けました。

本年1月20日までに証券会社から報告された一斉点検の結果の概要は以下のとおりです。

2. 株式等の売買発注管理に係る一斉点検の結果

(1) 調査対象

調査対象285社のうち、株式関連業務を行っていない63社を除く222社から報告を受けました。その内訳は、国内証券会社199社（うち、金融庁監理22社、財務局等監理177社）、外国証券会社23社でした。

また、リテール部門について報告のあった社が193社、ホールセール部門について報告のあった社が40社、自己売買部門について報告のあった社が222社でした。

(2) 誤発注の発生状況

平成17年1月～12月の間に上記222社で発生した誤発注は14,318件。そのうち、売買代金1億円超の誤発注は667件、損失金額1億円超の誤発注は1件でした。

(注) 全国証券取引所の平成17年の約定件数（現物株式）は概算で549百万件。これに対する誤発注発生率は100万分の26（0.0026%）となります。また、売買代金1億円超の誤発注発生率は100万分の1.2（0.0012%）となります。

(3) 株式等の売買発注業務の管理

① 発注制限・警告の解除への管理者の関与の状況

発注制限・警告の解除について、管理者の関与なしで発注者自身が行うことができる社が見られました。この傾向は特にホールセール部門において顕著でした。

② 売買システムを統括するCIOなどの選任状況

売買システムを統括するCIO又はこれに準ずる者を選任していない社が222社中46社（21%）ありました。

③ 株式売買発注業務に関する研修等の実施状況

売買発注業務担当者に対して株式売買発注業務に関する研修を実施していない社が222社中105社（47%）ありました。

(4) 発注システムの設計・管理状況

発注システムにおいて制限値の設定が不十分な社が見られました。具体的には、売買代金による制限が設定されていない社が222社中37社（17%）ありました。また、上場株式数を考慮した制限は、ほとんどの社で設定されていませんでした（222社中220社（99%））。

(5) 初値成立前の新規上場銘柄にかかる制限設定

初値成立前の新規上場銘柄について、公募価格等を基準とした制限が設定されていない社が222社中118社（53%）ありました。

(6) 大規模な誤発注に対する危機対応策の策定状況

全社において、誤発注が発生した場合の対応を定めたマニュアル等が策定されていましたが、昨年12月に発生したような大規模な誤発注が想定されていないことから、そのような場合における事実の開示方法を含め、対応策を定めている社はありませんでした。

3. 点検結果を踏まえた証券会社の対応

点検の結果、上場株式数を考慮した制限が設定されていない、初値成立前の新規上場銘柄について公募価格等を基準とした発注制限が設定されていない、大規模誤発注への危機対応策が策定されていない、売買発注担当者に対して研修を実施していないなどの問題点が認められましたが、一斉点検の回答期限である平成18年1月20日時点においては、点検の過程で見出された問題点について対応策を実施済み又は実施中の社は一部にとどまっています。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から[「株式等の売買発注管理に係る一斉点検等の結果について」\(平成18年3月15日\)](#)にアクセスしてください。

証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会 及び市場機能支援室の設置について

証券市場における取引の公正性を確保し、投資家保護を徹底する観点からは、市場仲介者としての証券会社の果たす役割が重要です。そのため、証券会社に対しては、適切な業務運営、オペレーショナル・リスク管理及び危機管理のための態勢整備が求められています。

こうしたことを踏まえ、証券会社のオペレーションの信頼性向上に向けた的確な監督上の対応等を通じ、市場機能の向上を図る観点から、本年3月10日、監督局長の私的懇談会である「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会」を設置しました。

また、証券会社の市場仲介機能等に重点を置いた監督事務の企画、立案及び必要な調整を行うため、同日、監督局証券課に「市場機能支援室」を設置しました。

「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会」においては、市場仲介者としての証券会社の、

- ① 売買発注業務やシステム運用などのオペレーションの信頼性向上
- ② 発行会社の不正行為等に対するチェック機能の発揮
- ③ 投資家の不正取引に対するチェック機能の発揮

また、市場プレイヤーとしての証券会社の、

- ④ 利益相反の防止等による自己規律の維持

といった4つの課題に関し、市場仲介者等としての証券会社が踏まえるべき行為規範の形成を促すための検討を行っていくこととしています。

【これまでの会合の概要】

○ 第1回（3月16日（木））

- ・ 「証券会社の市場仲介者としてのオペレーションの信頼性向上について」について事務局等の報告及び意見交換
 - －証券会社の株式等の売買発注業務の管理態勢の整備（誤発注等）
 - －信用取引の担保有価証券の掛目の変更
 - －証券会社によるシステム管理・オペレーショナル・リスク管理・危機管理態勢の整備、及びBCP（業務継続計画）策定の促進

○ 第2回（3月27日（月））

- ・ 「証券会社の市場仲介者としてのオペレーションの信頼性向上」の論点整理及び追加的な意見交換
- ・ 「発行体に対する証券会社のチェック機能の発揮」（引受審査の強化、適切な発行条件の設定等）についての事務局等の報告及び意見交換

○ 第3回（4月10日（月））

- ・ 「発行体に対する証券会社のチェック機能の発揮」の論点整理及び追加的な意見交換
- ・ 「投資家に対する証券会社のチェック機能の発揮」についての事務局等の報告

今後は、自己売買などにおける証券会社の自己規律の維持といったテーマについても検討を行い、6月中を目途に全体の論点の取りまとめを行うこととしたいと考えています。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「審議会・研究会等」から[「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会」](#)、または「報道発表資料」から[「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会及び市場機能支援室の設置について」](#)（平成 18 年 3 月 10 日）にアクセスしてください。

情報セキュリティに関する検討会の立ち上げについて

金融庁では、昨年「[偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ](#)」を立ち上げ、昨年 6 月 24 日には偽造・盗難キャッシュカード被害発生の予防策・被害拡大の抑止策に関する[最終報告書](#)が公表されました。また、平成 18 年 2 月 10 日には偽造・盗難カード預金者保護法（略称）が施行され、各金融機関はこれらを踏まえて、偽造・盗難キャッシュカード対策に取り組んでいるところです。しかし、偽造・盗難キャッシュカードに関しては依然多数の被害が発生しており、その犯罪手口は次第に巧妙化しています。また、最近ではインターネットバンキングを利用した不正取引も相次ぎ、金融業界全体としてこれらの問題に取り組んでいく必要があります。

このような状況の中、金融庁は、平成 18 年 3 月 9 日、監督局内に「情報セキュリティに関する検討会」を立ち上げました。本検討会は ATM システム及びインターネットバンキングに関連した犯罪や様々なリスクについて、金融業界や警察庁との間で詳細な情報の共有を図るとともに、各種対策とその有効性を検証することを目的としています。具体的には、ATM やインターネットバンキングの利用時、被害発生時、金融機関での態勢構築時などさまざまな段階において実際に国内や海外で発生した犯罪事例や想定されるリスクについて討議するとともに、キャッシュカードの安全性向上や金融機関内部での情報管理など、金融機関が行っている対策について、その効果や問題点について検討しています。今後、金融庁としては、本検討会での成果を踏まえ、金融業界全体として有効な対策を講ずることができるよう、対応していきたいと考えています。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「審議会・研究会等」から[「情報セキュリティに関する検討会」](#)または、「報道発表資料」から[「情報セキュリティに関する検討会の立ち上げについて」](#)（平成 18 年 3 月 10 日）にアクセスしてください。

中間論点整理～適合性原則を踏まえた保険商品の販売・勧誘のあり方～の公表について

金融庁において開催している「[保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム](#)」（座長：野村修也 中央大学法科大学院教授）は、先般（平成 18 年 3 月 1 日）、「中間論点整理～適合性原則を踏まえた保険商品の販売・勧誘のあり方～」を取りまとめ、公表しました。

1. 検討の経緯

保険分野においては、販売勧誘に関する苦情が依然として多いこと、保険商品の多様化・複雑化により消費者に商品内容が理解しづらいものとなっていること等の指摘がなされていることを踏まえ、利用者保護及び利用者利便の向上の観点から、専門的・実務的に上記の指摘に対応するため、有識者・サービス利用者等をメンバーとする「保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム」を開催し、検討を進めています。

平成 17 年 9 月から保険契約における適合性原則の遵守を中心に検討を進めてきたところですが、

今般、以下のとおり中間論点整理として取りまとめを行いました。

2. 中間論点整理の概要

(1) 問題の所在～保険商品の販売・勧誘時の募集人等と消費者との認識の格差（ギャップ）～

消費者が自らのニーズに合致した保険商品を適切に選択・購入することは重要ですが、実際にそれが出来るかどうかについては、以下のような指摘がなされました。

- ① 保険商品の複雑性等により、消費者の商品内容に関する理解には限界がある。
- ② 保険加入のニーズを直ちには感じない消費者は、自らのニーズの適切な把握が困難。
- ③ 他の保険商品や特約の付加等の、他の選択肢についても情報収集や内容の理解をしたうえでなければ、購入しようとする保険商品が自らのニーズに真に合致しているか否かの最終的な判断が困難。

他方、保険販売の現状として、募集人等が顧客の属性やそのニーズを踏まえながら、顧客が求める保険商品の絞込みや商品設計を行い、オーダーメイド的な提案が行われています。

この場合、顧客は募集人等に一定の情報を提供し、募集人等はそれをもとに顧客のニーズに合致する保険商品に絞り込んだうえで顧客に提案する等、募集人等と顧客との共同作業が行われているものと考えられます。

しかしながら、上記共同作業に対する募集人等と顧客の認識には、以下のような格差（ギャップ）が存在しているとの指摘がなされました。

【募集人等の認識】

あくまで顧客に対するサービスとして行うものであり、顧客のニーズに最も合致した保険商品を提供することにも限界があるとの認識。

【顧客の認識】

募集人等がその専門的知識を生かして助言を行い、顧客のニーズに合致した保険商品を推奨してくれることを期待。

従って、そのような期待から、真に自らのニーズに合致するか否かの確認を行わず、推奨された商品をそのまま受動的に購入してしまうケースがある。

顧客が自らのニーズに合致した保険商品を購入できるよう、このような認識の格差（ギャップ）を埋め、円滑な共同作業を確保するために有効な方策について検討が行われました。

(2) 認識の格差（ギャップ）を埋めるための、募集人等と消費者の役割

保険商品の勧誘から購入にいたるプロセスを、募集人等と消費者との共同作業と捉えると、両者にはそれぞれ以下のような役割が求められるとの考え方が示されています。

【募集人等の役割】

- ① 顧客のニーズに関して適切な情報収集を行ったうえで、それらの情報をもとに保険商品を推奨。
- ② 勧誘の過程で、顧客が説明内容を誤解することがないように努め、顧客が理解していないことや誤解が明らかとなった場合には、より分かりやすい説明や、誤解の解消を行う。

【消費者の役割】

- ① 自らのニーズに関する情報を適切に募集人等に提供。
- ② 募集人等が推奨した保険商品をそのまま購入するのではなく、推奨された商品内容が自らのニーズに合致しているかを確認したうえで、自己の責任で購入するか否かを判断。
このような考え方を具体化するために、いわゆる適合性原則や諸外国の法制度を参考にすれば、以下のような仕組みを設けることが有効であるとの提言がなされています。

(3) 具体的仕組みの内容 ～「意向確認書面」について～

購入しようとする保険商品が顧客のニーズに合致しているものであるかどうかを顧客が契約締結前に最終的に確認する機会を確保するために、顧客のニーズに関して情報を収集し、保険商品が顧客のニーズに合致することを確認する書面（以下、「意向確認書面」という）を作成し、交付・保存することが有効であるとの考え方が示されています。

「意向確認書面」には、以下のようなメリットがあると指摘されています。

- ① 契約締結前に、顧客が自らのニーズや保険商品がそのニーズに合致するか否かを確認することができ、契約締結をなすか否かの再考が可能。
- ② 募集人等が、「意向確認書面」作成の過程で、保険商品が顧客のニーズに合致したものであるか否かを確認することとなり、その推奨が適切か否かの再考が可能。
- ③ 購入経緯を双方が事後的に確認でき、事後に生じうる問題等の未然防止や解決に資する。

ア. 「意向確認書面」の具体的内容

「意向確認書面」には、以下の内容を記載すべきとの考え方が示されています。

- ① 募集人等が知り得た顧客のニーズに関する情報
- ② 推奨する保険商品が顧客のニーズに合致すると考えた主な理由
- ③ 満たされない顧客のニーズがある場合にはその旨など、その他の特に記載すべき事項がある場合にはその旨

募集人等は、顧客のニーズを特定するために、顧客からニーズに関する情報について提供を受ける必要がありますが、これについて以下のような指摘がなされています。

- ・ ニーズに関する情報については、例えば死亡保障等のどのような分野の保障を必要としているか、というようなものから、主契約や特約ごとの具体的な保険料等の詳細な内容に関するものまで、様々なレベルのものが考えられる。
- ・ 「意向確認書面」において、最低限求められるニーズに関する情報は、例えば以下のようなレベルまでのものとするのが適当
 - ① どのような保障を望むか（死亡した場合の遺族保障、がんや三大疾病の際の医療保障等）
 - ② 貯蓄的部分を必要とするか
 - ③ 市場リスクを許容するか
 - ④ 求める保障の期間、保険料や保険金額に関する希望がある場合や優先的に希望する項目がある場合には、その旨
- ・ 上記以外の、詳細な内容に関するニーズ（例えば主契約や特約ごとの具体的な保険金額や保険料等）についても重要であることから、最終的な契約内容のうち重要なものについて、例えば設問等により顧客のニーズに合致しているかの再確認を求めることが適当。

「意向確認書面」の内容のうち、顧客から提供を受けたニーズに関する情報については、顧客に確認のうえ、事実と反する記載があれば、顧客が修正を求められるようにすることが適当であるとされています。

「意向確認書面」の作成・交付にあたり、その作成者・交付者を明らかにするために、募集人等の氏名・名称を明示することが適当であるとされています。

「意向確認書面」を提供する媒体については、顧客が購入の経緯を事後的に確認するため保存の必要があることから、書面が適当であるとの考え方が示されています。なお、顧客の了解があった場合には、電子メール等の電子媒体による提供も可能と考えられるが、印刷を可能なものとする等、顧客が保存できるようにすることが適当であるとされています。

イ. 「意向確認書面」の適用範囲

募集人等と顧客との間で情報等が相互に交換されていることにより共同作業が行われている募集形態であって、商品類型から顧客保護の要請が高いといえる下記の場合について、適用することが適当であるとの考え方が示されています。

- ① 投資性商品
- ② 保障性商品については、例えば保険期間が長期のもの等、顧客のニーズに合致しない

ことにより顧客の受ける不利益が大きい場合に適用

③ 乗換・転換

(4) 「意向確認書面」が適用されない場合への対応

「意向確認書面」の作成・交付を要しない場合であっても、顧客ニーズを慎重に確認しなければならない重大な事項をチェックした書面等を保存することが適当であるとされています。

販売・勧誘のいかなる段階でどのような顧客の情報を収集するか、保険商品が顧客のニーズに合致しないことが判明した場合にどのような方法で顧客に説明するかについて、保険会社等に対して自主判断において適切な体制整備を求めることが適当であるとされています。

体制整備は事後的に販売・勧誘の適切性を検証しうるものであることが必要であり、その内容は、保険期間の長短等、各商品特性に応じそれぞれ定められるべきですが、例えば、アンケートや交渉経緯の概要を記載した書面等の保存などが考えられるとの指摘がなされています。

(5) その他募集人等に求められる行為

その他募集人等に求められる行為として、以下の考え方が示されています。

① **顧客の理解に応じた説明や誤解の解消**

・顧客が説明内容を理解していないことや誤解していることが明らかとなった場合には、より分かりやすい説明を行うことや誤解を解消するよう努めること。

② **募集人等の立場の明示**

・募集を行おうとする際には、取り扱える保険会社の範囲（専属か乗合か、乗合の場合には、取り扱える保険会社の数等の情報）の明示を行うことが適当。

・顧客が告知を行おうとする際には、告知受領権の有無についての明示を行うことが適当。

(6) 法令上の位置付け

法令上の位置付けとしては、例えば、「意向確認書面」については、保険業法施行規則第53条の7による体制整備義務を具体化したものと位置づけ、監督指針においてそのルールを明確化することが考えられるとの指摘がなされています。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から [「中間論点整理～適合性原則を踏まえた保険商品の販売・勧誘のあり方の公表について」](#)（平成18年3月1日）にアクセスしてください。

国際コンファレンス 「アジア各国の金融利用者保護の支える法と経済」の開催について

金融庁金融研究研修センターでは、去る3月3日、慶応義塾大学経済学研究科・商学研究科連携21世紀COEプログラムとの共催により、初めての国際コンファレンス「アジア各国の金融利用者保護を支える法と経済」を開催しました。本コンファレンスは、金融研究研修センターのセンター長である吉野直行慶応義塾大学経済学部教授の働きかけにより実現したもので、タイ、韓国、中国の金融監督機関や大学等から有識者を招聘し、各国における金融利用者保護にかかる取組みの現状及び課題について、各国の経済的背景及び法制度整備等の観点から議論することを目的としたものです。

コンファレンスは、神田秀樹東京大学大学院法学政治学研究科教授による基調講演の後、招聘各国及び日本からの報告、ラウンド・テーブル・ディスカッションの順に進められました。各国報告ではWoo Chull Chung アジア開発銀行駐日代表事務所長及び杉浦宣彦金融研究研修センター研究官がモデレーターを、ラウンド・テーブルでは吉野直行金融研究研修センター長がリードスピーカー兼司会を務め、各国報告者のほか、国内外の研究者、在京各国大使館関係者等、多様の参加により活発な議論が行われました。

以下、コンファレンスの概要をご紹介します。

1. 基調講演

神田秀樹 東京大学大学院法学政治学研究科教授から、「Regulatory Differences in Bank and Capital Market Regulations」と題して講演が行われました。概要は以下のとおりです。

金融市場には「銀行中心の制度」とする国と「資本市場中心の制度」とする国とがあるが、どのようなシステムであっても、適切な規制（Proper Regulation）と適切な監督とその執行（Enforcement）がなければ機能せず、規制を作るためのコストやそれを運用するために規制機関や監督当局を作って制度を維持していくためのコストはゼロではない。

銀行制度では規制・監督の対象が銀行に限定されるため、比較的規制しやすいと言える。これに対し、資本市場制度は、比較的資金調達コストが低く、一般的に銀行制度よりも望ましいといわれるが、規制・監督の対象は広く、規制・監督は難しい。いずれの制度にしても、エンフォースメントは重要であり、これにもコストがかかる。

一般論としては、レギュレーションとエンフォースメントのコストがより直接的に効いてくることから、経済の規模が小さい国においては銀行制度の方が優れているように思う。

これに対して、経済の規模が大きい国になると、資本市場制度によりもたらされる利益がこれらのコストを上回ることから、資本市場制度の方がよいと思われる。

しかしながら、実際には両システムは混在しているため、両者のコストとベネフィットを足し合わせて判断しなければならない。

国際化が進む中で各国がどのように銀行制度と資本市場制度とを組み合わせしていくかは、法制度・規制を作り、維持し、それを執行するコストにも焦点を当て真剣に考慮したうえで、それぞれの国の事情に応じた適切な制度を選ぶ必要がある。



2. 各国報告

(1) タイ：「Household Financial Services Products, Supervision & Consumer Protection」

Chodechai Suwanaporn 財務省財政政策局財政課長、及び Nat Tapasanan タイ銀行金融機関政策グループ課長より、タイにおける家計の資産負債の状況、主要な金融商品の種類及び購入条件、

消費者保護に対する考え方についての報告がありました。

(2) 韓国：「Legal Frameworks for Consumer Protection in Financial Services: Korea」

初めに、Kon Sik Kim ソウル大学教授より、韓国において最近発表された、資本市場関連の複数の法律を一本化する計画について、金融市場の変化や現状と課題などと共に紹介がありました。その後、Sunseop Jung 仁川大学教授より、韓国における一般的な消費者保護体制についての報告がありました。

(3) 中国：「Legal Framework of Consumer Protection in Chinese Financial Service」

Dong Ansheng 人民大学教授より、中国における業態別政策及び管理政策、新しい会社法と証券法、中国における金融法制度の発展の概要について報告があり、その後、Tong Shiping 松山大学教授より、中国における家計部門の金融資産についての報告がありました。

(4) 日本：「Investors Protection – Legal Aspects and New Movement–」

初めに、小塚荘一郎 上智大学教授より、日本の金融取引に関する法制度について、投資家が引き受けるリスクにはどのようなルールがあるかという観点からの報告がありました。その後、杉浦宣彦 金融庁金融研究研修センター研究官より、わが国の金融商品取引法についての紹介がありました。

3. ラウンド・テーブル・ディスカッション

冒頭、リードスピーカーである吉野直行金融研究研修センター長（慶応義塾大学教授）がこれまでの講演及び報告の総括を行い、その後、参加者全員を対象として議論が行われました。主な発言の概要は以下のとおりです。

- ・ 投資家保護、消費者保護を適切に行っていくことは、金融システム或いは経済全体を発展させていく上で不可欠。最初は銀行を中心にして資金を回し、その後、金融市場を活性化させていくというパターンをとる国は多く、そもそも作り上げてきた銀行中心の預金者保護システムと投資家保護システムの整合性を保ちながら、どう作り上げていくかが課題。
- ・ 証券市場の大きな特徴は、匿名性と流通する商品の標準化、規格化であり、標準化された商品を流通させることで海外からの投資や資金提供、資金調達が比較的容易になる。証券化を含めた金融技術の発展により、世界的な資金の流れが促進されていくのではないかと。
- ・ 資本市場は重要であるが、資本市場に対する需要を生み出すためには二つの条件を満たす必要がある。第1は、銀行の低い金利には満足できずリスクをとることができるお金を持った人々の存在、そして第2は、ビジネスリスクの高まりにより、企業が銀行だけに依存できなくなっていることである。ビジネスリスクが高まると、銀行の貸出はより安全な借手に集中するため、金融市場における銀行のシェアは小さくなって、資本市場が伸びてくる。それによって、銀行部門と資本市場のバランスがとれてくる。
- ・ 資本市場の方が間違いなく効率性が高く、成長が早い経済にとっては極めて重要であるが、規制当局がすべてマーケットに任せるというアプローチをとった場合、中小企業や零細消費者のニーズが取りこぼされてしまうのではないかと。
- ・ 金融システムを銀行中心とするか資本市場中心とするか考える際の一つのポイントは経済の規模であるとの話が（神田先生から）あったが、経済の規模というより、成熟度という方がよいのではないかと。
- ・ 先進経済になったとしても、資本市場に加えて銀行制度は必要。資金の配分について政府自らの権限を放棄してもよいということであれば、資本市場に移行することができると思う。
- ・ ジャマイカなど小さな経済国でも、資本市場が銀行市場よりもずっと発達している国もあり、小さな経済には銀行制度がよいという分類にも例外はある。
また、マイクロ・クレジット(Micro Credit)は、貧困層に対して小規模の信用や保険を与えるシステムであるが、中南米においては、これが非常に発達してきたので資金調達は資本市場で行っている。資本市場と銀行市場とは二者択一ではなく、互いに相乗効果を持つと思う。ただし、資本市場では（小口の）投資家の数が多く、銀行市場に比べ債権のリストラが難しいという危険性もある。
- ・ 金融当局は投資家と金融サービスの供給者とのバランスをとり、公平性を確保する存在でなければならない。そのサポートとしては、以下の点が考えられる。

- ① 業界の行動を監視している消費者団体の役割強化
 - ② 効率的な与信格付制度を促進するための信用格付機関の存在
 - ③ 消費者を保護するための法律専門家の活用
 - ④ 消費者が抱える問題を軽減するための相談機関の設置
 - ⑤ 消費者が平等に扱われるための適切な法制度の確保
 - ⑥ 消費者が自分自身の信用情報にアクセスできること
 - ⑦ 消費者保護を専門に扱う機関の存在
 - ⑧ 消費者を公正かつ公平に扱うための独禁法的枠組み。
- ・ 信用格付においては、資本力をモニタリングすることも重要であるが、同時に与信の機会平等も考え、バランスをとって行かなければならない。また、独禁法に関しては、金融機関の間の競争は消費者にとって重要であるが、過剰な競争状態は金融システムの脆弱性につながる。競争と保護のバランスをとらなければならない。
 - ・ アジアには、高い貯蓄率、銀行支配型経済、自国内で主に貯蓄を運用する傾向（ホームカンントリー・バイアス）などの共通点がある。この銀行指向型を資本市場型に変えなくてはならないが、移行するにはそれなりの準備も必要。グローバル化が進む中で調和をとらねばならず、それにより各国間の（クロスボーダー）資本の流れも促進され、最終的には地域全体の発展が安定化し、世界全体の発展が安定化するのだと思う。
 - ・ アジアの預金者及び投資家のリスク態度については、韓国はどちらかといえばリスク・テイカー（ある程度のリスクをとって運用する傾向）であるが、日本は多分にリスク回避型であると思う。韓国では、多くの消費者はリスクとリターンの比較など知らず、株式の持つ潜在的なリスクには構わずに株式を好んでいるようだ。だからこそ、アジアにおいて現在、株式市場がブームになっているのではないか。
 - ・ 中小企業に関しては、日本では、政府機関などの公的機関による100%信用保証の提供や政府系金融機関による中小企業向け融資のほか、信用リスクデータベース（CRD）を作ったことにより、中小企業向け債権の証券化が進み始めている。
 - ・ 日本では金融商品の多様化、複雑化により、個人の金融取引に様々な問題が起こっている。資本市場に一般の人たちが入っていくためには、よい商品を作ることも大事であるが、安心できる取引、自発的にリスクをとれるような状況が大事だと思う。
 - ・ 韓国においては、資本市場関連の法律を統合することにより証券会社が自由に新しい商品を開発できるようになることから、新商品の開発・取扱いに許可が必要な銀行は、証券会社と比べて不利な立場に置かれることを懸念しているようだ。
韓国の金融市場では銀行が圧倒的なシェアを占めており、資本市場の規模はまだ小さい。株式市場は活気を呈しているが、これは外国人投資家によるもの。
中小企業は信用情報がなかなか入手できず、また、信用情報自体に信頼性がないことから資本市場から資金を調達することができないため、新しい法律を作る動きとなった。
 - ・ タイでは、これまでは、消費者は経済に関する教育をあまり受けておらず、知識も少なく、問題意識も低い状態であったが、現在では一般国民の問題意識が高まり自分の権利も理解するようになっている。クレジットカード、消費者ローンも増えており、政府はクレジットカード・ビジネス規制及び消費者ローン・ビジネス規制を設けて消費者保護を強化している。
 - ・ 本日の議論を聞いて、西欧で資本市場を作るのがいかに困難だったかを書いたノーベル賞学者のジョン・ヒックス氏の本を思い出した。西欧のエコノミストは、アジアで資本市場を作るのにどうしてこんなに時間がかかるのか理解できないでいるが、実は西欧でも、何百年もかかってこまできたのだ。

※ 本コンファレンスの議事録及び各報告者の配布資料等は、[金融研究研修センターホームページ \(http://www.fsa.go.jp/frtc/index.html\)](http://www.fsa.go.jp/frtc/index.html)にて公開を予定しております。詳細につきましては、そちらをご覧ください。

【参 考】

金融庁金融研究研修センター 慶応義塾大学経済学研究科・商学研究科連携 21世紀COEプログラム
国際コンファレンス「アジア各国の金融利用者保護を支える法と経済」

平成18年3月3日（金）於 三田共用会議所

議事次第 【総合司会:杉浦宣彦 金融研究研修センター研究官】

- 10:00～10:10 開会挨拶** 五味廣文 金融庁長官
- 10:10～10:40 基調講演** 神田秀樹 東京大学大学院法学政治学研究科教授
- 10:40～12:20 各国報告Ⅰ** 【モデレーター:杉浦宣彦 金融研究研修センター研究官】
- (10:40～11:10) タイ: Chodechai Suwanaporn 財務省財政政策局財政課長
Nat Tapasanan タイ銀行金融機関政策グループ課長
- (11:10～11:30) 質疑応答
- (11:30～12:00) 韓国: Kon Sik Kim ソウル大学教授
Sunseop Jung 仁川大学教授
- (12:00～12:20) 質疑応答
- 12:20～13:30 昼食** [三田ルーム]
- 13:30～15:10 各国報告Ⅱ** 【モデレーター:Woo Chull Chung アジア開発銀行駐日代表事務所長】
- (13:30～14:00) 中国: Dong An Sheng 人民大学教授
Tong, Shiping 松山大学教授
- (14:00～14:20) 質疑応答
- (14:20～14:50) 日本: 小塚 莊一郎 上智大学教授
杉浦 宣彦 金融庁金融研究研修センター研究官
- (14:50～15:10) 質疑応答
- 15:10～15:40 コーヒー・ブレイク**
- 15:40～17:10 ラウンド・テーブル・ディスカッション**
【リードスピーカー:吉野直行 金融研究研修センター長、慶応大学経済学部教授】
- 17:10 閉会**

[特集]

バーゼルⅡ (新しい自己資本比率規制) の概要について

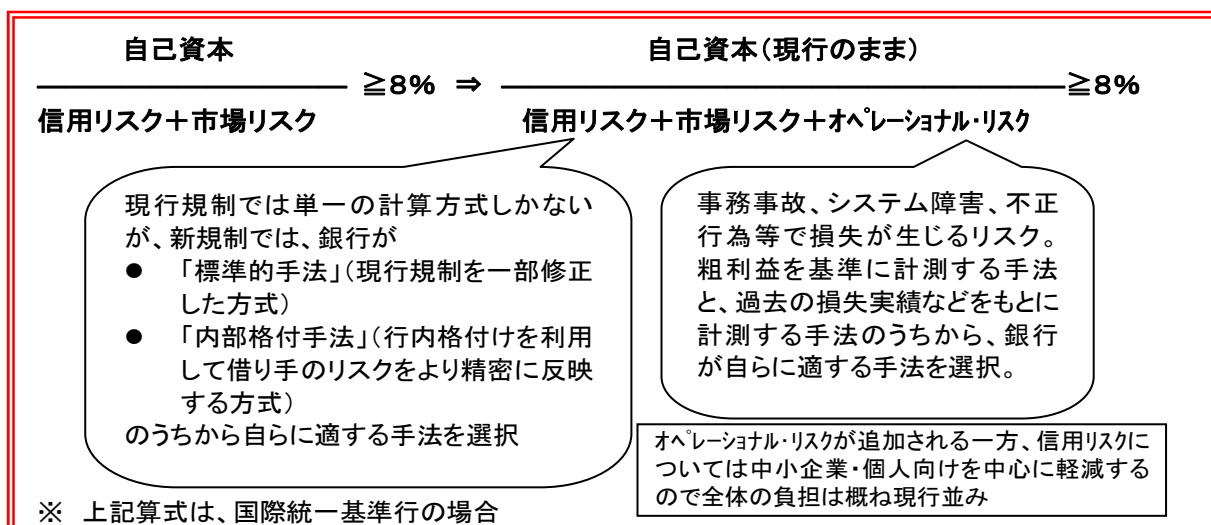
金融庁は、2007年3月末から適用されるバーゼルⅡ（新しい自己資本比率規制）の枠組みの一環として、2006年3月末に「第三の柱（市場規律）」にかかる告示案等を公表しました。これにより、既に公布された「第一の柱（最低所要自己資本比率）」にかかる告示、「第二の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）」にかかる監督指針とあわせ、わが国におけるバーゼルⅡの実施に係る全体像がほぼお示しできたこととなります。

そこで今回は、わが国におけるバーゼルⅡの第一の柱及び第三の柱の概要に加え、去る3月末に公表した資料のうち、①バーゼルⅡにおける適格格付機関の格付と告示上のリスク・ウェイトとの対応関係（マッピング）、②バーゼルⅡに関する「本邦における証券化取引に対する適格格付の公表要件」（案）、③バーゼルⅡに関するQ&Aについて簡単に解説します（「第二の柱」については、[アクセス FSA 第37号](#)を参照してください）。

1. 「第一の柱」

第一の柱では最低所要自己資本比率を定めており、自己資本比率を算定するにあたり、分母となるリスクの計測を現行規制より精緻化するという点が最も大きな特徴です。

具体的には信用リスクの計測の精緻化に加え、オペレーショナル・リスクの計測が新たに自己資本比率の算定に導入されました。（マーケット・リスクについては現行規制と大きな相違はありません）。



(1) 信用リスク

信用リスクの計測手法としては、標準的手法、基礎的内部格付手法及び先進的内部格付手法の3つの計測手法が設けられ、銀行は、3つの手法のいずれかを選択できることとなりました。

(注) 基礎的内部格付手法及び先進内部格付手法を採用する場合には、監督当局の承認が必要となります。

標準的手法とは、現行規制を一部修正した最も簡素な手法です。現行規制からの主な変更点としては、

- ① 中小企業・個人向け与信のリスク・ウェイトが、小口分散によるリスク軽減効果を考慮して、現行の100%から75%に軽減されていること(住宅ローンについては、現行の50%から35%に軽減)。
- ② 延滞債権(3ヶ月以上延滞債権)については、非延滞債権よりもリスク・ウェイトを重くし

つつ引当率に応じて軽減措置が講じられていること

- ③ 事業法人向け与信については、信用力に応じたリスク・ウェイトが使用可能となっていること（格付機関が付与する格付に応じて 20%～150%のリスク・ウェイトを設定。ただし、格付機関の格付を利用せず一律 100%のリスク・ウェイトとすることも可能）等です。

他方、内部格付手法とは、高度なリスク管理を行っている金融機関が内部で推計を行っているデフォルト確率等を用いて所要自己資本を計算する手法です。このうち、基礎的内部格付手法は、デフォルト確率（PD）のみを金融機関が推計し、デフォルト時損失率（LGD）やデフォルト時与信額（EAD）等については国際的に定められた設定値を使用するものです。また、先進的内部格付手法では、PD、LGD、EAD の全てについて銀行が自ら推計を行い、その推計値を基に所要自己資本を計算することになります。

これら三つの手法を金融機関の選択制とすることにより、多様な選択肢の中から金融機関が選択を行い自主的にリスク管理の高度化を図るよう促していくこととなります。

(2) オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、事務事故、システム障害、不正行為等で損失が生じるリスクのことをいいます。

オペレーショナル・リスクの計測においては、基礎的手法、粗利益配分手法、先進的計測手法の3つの手法が金融機関に選択肢として与えられています。

（注）粗利益配分手法、先進的計測手法を採用する場合には、監督当局の承認が必要となります。

基礎的手法、粗利益配分手法は、粗利益をオペレーショナル・リスクの代理指標とし、粗利益に一定の掛目を掛けた値をもとに所要自己資本を算出する手法です。また、先進的計測手法は、過去の損失実績等をもとに、金融機関が内部で実際に使用しているオペレーショナル・リスクの計測手法から算出されるリスク量に基づいて所要自己資本を決定する手法です。

2. 「第三の柱」

バーゼルⅡにおいては、開示の充実を通じて市場規律の実効性を高めるため、自己資本比率とその内訳、各リスクに関する計算手法や定量的な情報等についての情報開示が求められています。

こうした第三の柱にかかる告示案においては、必要な開示項目を示すとともに、銀行法等で定める金融機関の情報開示義務を踏まえ、少なくとも年一回（銀行は年二回）はこれらの項目に関する情報の開示を求めています。更に金融機関の実情に応じた開示を促すため、半期及び四半期開示についての努力規定を設けています。但し、内部格付手法（信用リスク）または先進的計測手法（オペレーショナル・リスク）を採用する銀行については、半期及び四半期開示も適切に実施する必要があり、各手法の承認要件に盛り込んでいるほか、国際統一基準行についても同様の取扱いを求めていることとしています。

3. 適格格付機関と各格付機関の格付とマッピング

適格格付機関と各格付機関の格付と告示上の「信用リスク区分」及び「リスク・ウェイト」との対応関係（マッピング）は、「第一の柱」のうち信用リスクの標準的手法等に使用できる適格格付機関の格付がどのリスク・ウェイトに該当するかを定めたものです。

この「マッピング」は、適格格付機関としての選定を希望した格付機関について、平成 17 年 3 月 31 日に公表した「[バーゼルⅡにおいて利用可能な格付機関の選定について](#)」で示された客観性、独立性、透明性、情報開示、人材・組織構成、信頼性の6つの適格性の基準及びデフォルト率などのマッピングの基準を踏まえ決定したものです（適格格付機関とマッピングについての詳細は金融庁ホームページを参照してください。）。

なお、当該マッピング案は、平成 18 年 3 月末から開始される予備計算期間に間に合わせるために公表したものであり、今後平成 19 年 3 月末のバーゼルⅡの実施開始までにマッピングの見直しを必要とする事態が生じた場合には、当該マッピング内容を見直すこともあり得ます。

4. 「本邦における証券化取引に対する適格格付の公表要件」(案)

証券化取引のリスク特性は通常の事業法人に対する与信に比べ複雑かつ多様である中、バーゼルⅡにおいては、証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトを適格格付機関の付与する格付を利用して算出することとなっており、適格格付機関が付与する格付によってリスク・ウェイトが大きく変化することとなります。したがって、証券化エクスポージャーに利用できる格付の適切性を担保することは、極めて重要であると考えています。

しかしながら、証券化取引の個々の案件の詳細を第三者が把握することは難しいため、個々の格付について市場からの牽制機能は働き難いということが特徴として挙げられます。これに加えて、過去のデフォルト実績も僅少なため、格付をデフォルト実績値（例えば、3年累積デフォルト率）によって有意に検証することが困難なのが実情です。こうした特徴を踏まえ、バーゼルⅡでは、証券化エクスポージャーに対する格付の適正さが市場規律を通じて担保されるようにするため、「当該格付は、公表されており、かつ、格付推移行列に含まれるものであること」（同項第3号）も求めています。

これらの状況を踏まえると、当該公表要件を充足するためには、投資家ではない第三者が適格格付機関からウェブサイトやレポート等の手段を通じ、外部格付の適切性を評価できる程度の情報を、市場参加者が容易に入手可能であることが必要であると考えています。このような考えに基づき、具体的な公表項目について本年3月31日に公表し、パブリック・コメントを行いました。

5. Q&A

バーゼルⅡに関するQ&Aは、バーゼルⅡを円滑に実施し、また、金融機関のリスク管理の高度化に資するものにするという観点から、バーゼルⅡに係る金融庁の現時点の考え方をまとめたものです（具体的なQ&Aの内容については、金融庁ホームページを[参照](#)して下さい）。金融庁としては、リスク管理の高度化を目指す金融機関と積極的に対話を行い、リスク管理の一層の高度化を促進する方針ですが、この過程で、上記の趣旨を踏まえ必要な限りにおいて、今後ともバーゼルⅡに関するQ&Aの充実を図って行く予定としています。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から「[1. バーゼルⅡ\(新しい自己資本比率規制\)第3の柱の告示案及び監督指針案の公表\(意見募集の実施\)](#)、[2. バーゼルⅡにおける適格格付機関の格付と告示上のリスク・ウェイトとの対応関係\(マッピング\)の公表](#)、[3. バーゼルⅡに関する『本邦における証券化取引に対する適格格付の公表要件』\(案\)の公表\(意見募集の実施\)](#)、及び、[4. バーゼルⅡに関するQ&A等の公表について](#)」（平成18年3月31日）にアクセスしてください。

お金の使い方と地域社会について考えるシンポジウム(千葉) パネルディスカッション・セッション1 「金融経済教育の必要性を考える」

前号に引き続き、金融庁、関東財務局、千葉県の共催により開催した「お金の使い方と地域社会について考えるシンポジウム～お金活き活き、まち活き活き～」について掲載します。

今回は、パネルディスカッションのセッション1「金融経済教育の必要性を考える」の模様をご紹介します。

(司会) それでは、これよりパネルディスカッションに移ります。本日ご出演を賜ります方々のプロフィールを私の方からご紹介させていただきます。

まず、最初に、このパネルディスカッションのコーディネーターをお願いいたしました、シンクタンク・ソフィアバンク副代表の藤沢 久美さんです。藤沢さんは、96年、日本初の投資信託評価会社アイフィスを設立。2000年にシンクタンク・ソフィアバンクの設立に参画され、現在は副代表として、各地での講演やテレビ、ラジオ、雑誌などのメディアで幅広く活動をされています。



藤沢 久美 氏

続きまして、FP アソシエイツ&コンサルティング株式会社代表取締役の神戸 孝さんです。神戸さんは、三菱銀行、日興証券を経て、99年より現在の会社の代表取締役としてご活躍されています。資産運用に強いファイナンシャルプランナーとして評価が高く、相談業務を行う傍ら、独立系ファイナンシャルプランナーのための支援も手掛けていらっしゃいます。

続きまして、千葉大学法経学部教授の中原 秀登さんです。中原さんは、山形大学講師、千葉

大学法経学部助教授を経て、2000年より現在の千葉大学法経学部の教授としてご活躍されています。また、千葉県経済活性化会議委員や千葉県事業可能性評価委員会委員などの活動を通して、県内のベンチャーや中小企業の活性化に携わっておられます。

続きまして、ビジョナリー・エクスプレス株式会社代表取締役社長の板底 明さんです。板底さんは、95年に株式会社シー・イー・エスを設立。2005年に社名をビジョナリー・エクスプレス株式会社に変更され、従来の子供から社会人向けの能力開発プログラムの開発・販売に加え、コーポレート・コミュニケーション支援事業にも携わっておられます。

～楠本 くに代 氏（金融消費者問題研究所代表）より「金融消費者教育の視点と課題」、河井 恵子 氏（千葉市生活デザイン研究会会長）より「楽しい金融学習」と題して発表いただいた後、両氏を交えて次のとおりパネルディスカッションが行われました。～



(藤沢) それでは楠本さんと河井さんにもご参加いただきまして、早速パネルディスカッションに入っていきたいと思います。さて、なぜ、

金融経済教育の必要性が高まってきたのか。これは今楠本先生からもお話しいただいたのですが、改めてパネリストの神戸さん、日頃資産運用のアドバイス、相談を受けていらっしゃると思うのですが、必要性というのは感じられますか。

(神戸) これまでは金融の部分というのは、非常に規制が厳しく個人に責任がかかってくる部分が非常に少なかったと思います。社会全体が、これまで結果として「公平な社会」であり、同じことをしていれば大体同じ結果が得られたというのがあったと思うのですが、段々変化して、「公平な社会」から「公正な社会」への転換というのが今、進んでいると思います。

公正というのは何かというと、機会は均等だけれども、結果はばらばらだということです。事前規制型から事後チェック型に段々規制緩和が進むにつれて、自分が何を選択したか、あるいは自分が何を行ったかということによって、結果がばらばらになってしまうのです。そうなってくると、意思決定の前提となる教育・知識というものがまさに自分の生活に関わってきますから、金融経済教育の必要性というのはどんどん高まってきていると思います。

いわゆる「貯蓄から投資へ」ということが意味するものを考えていただいてもお分かり頂けると思うのですが、預貯金とか保険というのは、一般的には結果が平等な金融商品です。同じ所で買えば同じ利息なり、同じ配当金が得られます。それが、今後主流になっていく金融商品というのは、例えば株であれば、同じ銘柄でもいつ買っていつ売るかによって、結果はばらばらですよ。そういうタイプの商品が中心になってくる中、教育とか知識というのはたいへん重要になってくると思います。

(藤沢) なるほど。ありがとうございます。今のお話を伺うと、何を選択したかということで大きく差が出るというお話でしたけど、考えてみれば人生って、もともとみんな選択をして生きてきているので、結果は人によって様々ですね。しかし、人生じゃなくてお金や金融商品ということになると、別のものとして考えてしまうというところもあります。

さあ、それでは中原先生にも伺ってみたいと思いますが、先生はどちらかということと中小企業の方々の支援をされていますので、個人的な感覚として、こういう経済や金融の教育について、ご自分の経験から、どのようにお感じでしょうか。

(中原) 僭越ながら、私も一応教育を行う立場にあります。金融経済教育ということでありま

すが、実際その中身は後でお話があるかもしれませんが、簡単そうで意外とそうではないと思います。例えば、誰だってお金を見て知っています。お金で物が買えるということは、わざわざ教えないでも誰だって知っています。しかし、物を買うのになぜお金が必要なのか、或いはお金の意義についてはそうではありません。

一方、我々大学では、どういうことを教えているのかと言いますと、このペットボトルの水がなぜ100円の値段がついているのかというのを教えるわけですね。これを欲しがっている人と、これを提供する企業の両者の合意のもとではじめて、100円という値段が決まりますよということを、我々大学では教えているわけですよ。なぜこうした値段がつくのかということを知っている方は知っているかもしれませんが、大学でも改めて理論的に教えているということです。

つきましては、この金融経済という教育に関して、これから金融経済教育というのが必要になってくるというのは、神戸先生もお話になられたように、もう皆様方も重々承知だと思いますが、それでは教育の中身をどうするかというのは、今現場サイドの我々にとっても大きな課題となっています。

実際に大学に入れば、物の値段といった初歩のことから、更に詳しい金融のゲーム理論的な講義もありますが、どういう内容を教えていったらいいのかというのが、金融経済教育の大きな課題であり、内容自体がこれから問われてくる時代になってきたなと考えています。

(藤沢) はい。ありがとうございます。大変鋭いご指摘ですね。金融庁と一緒に、金融経済教育をどうやっていくかという議論をさせていただいたりもするのですが、やはり何をお伝えすればいいのか、どこから始めたらいいのかというのは、本当に難しいところだと思います。皆さんもご家庭の中でお子さんたちに少し金融のことについて、お金のことについて教えようと思っても、どこから何を始めていったらいいかお悩みの方も多いと思います。さあ板庇さん、実際にお子さんたちに色々な教育をされているわけですが、何から、どう教えていったらいいとお考えですか。

(板庇) 実際私どもは、5歳の幼児から起業教育というのを実践しております。自社でやっておりますのは、元々はすべてイギリスのプログラムです。

それで最初に5歳の子に、「あなたは誰ですか？」という質問をします。まず自己認識、アイデンティティーをはっきりさせる。次に、「家

族は誰ですか？」と家族、周りの人々というところに入っていきます。「その中であなたはいったいどんな存在ですか？」というような、ちょっと難しそうですけれども、5歳にも分かるような質問をし、そうやってスタートをしていくわけです。

そうやって、まず自立心というのを身につけて、その後、大きくなっていくにしたがって、どうしても「経済」ということを知らなければ世の中で生きていけないので、経済について学び始めます。経済のイロハは7歳ぐらいからはじめますが、子供に分かるように教えていきます。

それで、経済とか職業を学ぶのですが、その先に今度は金融ということがありまして、「お金とは何か？」というようなことを分からないといけないということを教えます。お金というものが世の中を回っているというようなことを教えまして、その次に金利ということを教えます。すべてのお金には金利がつくということですね。金利を上回った商売をしないと、返済できないわけですから、常に金利というものが、隅々にまでかかってくるというようなことをやっています。

(藤沢) はい。ずいぶん難しいことから、最初は哲学からですね。でも確かに、自分のことが分からないと、なかなかどう生きていきたいかということにも考えが及びませんね。神戸さん、資産運用のアドバイスなんかをされると、やはりどう生きていきたいかというのがないとお金の話までいかないものですよ。

(神戸) そうですね。実際に我々は資産運用・管理のご相談をさせていただいているわけですが、以前の日本ですとやはり、もっと儲けたいとか、増やしたいという方が投資の相談をされたと思います。しかし、私どもの所にお見えになるお客さんというのは、そういう方は少なく、むしろしっかり管理したい、守っていききたいという方が大半です。まあそれだけ日本人が豊かになってきたからだと思うのですが、そういう方が多いわけですね。

そうすると、やはりお金というのは目的ではなくて手段でありまして、何のために、何をするために、いくらかかるの？ というところがないといけません。我々はそのゴールにご案内するのが仕事なのですが、ゴールがないとご案内のしようがありません。ですから実際、お金の運用の相談と言いながらも、客観的に見て半分くらい、場合によっては、半分以上のこともあります。このゴールの設定、つまり、何をしたいのか、どういう生活がハッピーな状態な

のか、というところを確認するのに時間を費やしています。

(藤沢) なるほどそうですね。実際にゴールの設定が重要ですね。楠本先生にも伺ってみたいのですが、実際にお勉強を教えられる時には、どのようなご注意をされながら、どのようなところから始められますか。



(楠本) 金融教育で一番難しいことは、対象が非常に多様であるということだと思います。私は対象を2つに分けてアプローチを考えなければいけないのではないかと、いつも思っています。

1つはやはり学生ですね。今、仰ったように、5歳、10歳から大学生、そういう人たちです。こういう人たちは、自分のお金を将来どういうふう積み上げて、どういう人生を作っていけばいいのかというようなことを学ぶ必要があります。今、仰ったように、「あなたは誰？」というようなことから、自立心、経済、金融について、段階を踏んで、ロジカルに教えていかなければいけないだろうと思います。学校教育に消費者教育を採り入れるということは、将来のすべての消費者に平等に公平に教育を与えるということで、これが一番効果のある、大切なことだと思います。

2つは、貯蓄から投資、こういう政策の流れの中で、本当に今まで貯蓄しか知らなかった方が、投資を考えなければならぬ事態に追い込まれており、こうした方々に教育を行わなければならないと考えています。こういう方々は、本当に投資というものをご存じない。そしてうまいことを言われると、それについて全く疑いの目を持たずに、信じてしまわれる。そこで先程副大臣が仰ったような、色々な被害が金融市場で生じてきているわけです。

このような方々には、やはり視点を変えて、今何が問題になっている、どういう被害がある、そして、そういう被害を避けるためには、基本的にこういう商品にはこういうリスクがある、こういうリスクをしっかりと理解してからでなけ

れば、金融市場に出てはいけない、というスタンスで情報を提供していかなければならない。これは非常に緊急避難的な問題だと思います。私は、このように、対象により異なる2つのアプローチが必要だと思います。

(藤沢) なるほど。ありがとうございます。大変すっきりと整理していただいて、議論も次に展開をしやすくなってまいりました。学生さんや子供たちを対象とする場合は、そういう哲学のところから始めなければいけないけれども、実際に大人は確かに仰る通り、道具としてのお金をもう既に使っているわけですから、やはり問題から入っていくというのは仰る通りだなと思います。

それでは、今、この2つに分けてお話をいただきましたので、まずはその学生、子供たちに対してはどういうふうに教育をしていったらいいのか、学校教育の必要性ということもあつたと思いますが、板底さんに聞いてみましょう。

実際に板底さんが今やっっている教育も、実は学校がやってもいいのかもしれないと思うのですが、このあたり、学校教育ではやはりできないのでしょうか。民間でやったほうがいいのか、学校でもできるのか、どうお考えになりますか。

(板底) やはり一番いいのは、学校の正規の教科として入れるのがいいと思います。イギリスのように、週に1時間、1コマですね。金融経済教育なり、どういう呼び名になるかは別ですが、全国津々浦々、小学校に音楽の時間が1週間に1コマあるわけですから、同じウエートで入れていくべきだと、イギリスのようにやっていくべきだというのがゴールです。私どもが今民間でやっておりますのは、学校が導入しないからです。

日本人は、これまで金融経済教育を子供の時に受けておらず、受けた人も本当にごくごくわずか、しかも家庭で受けているだけであり、これが金融経済教育の浸透の壁となっていると思います。しかし、学校は子供たちに、将来の実社会で強く生きていく材料を提供すべき所だと思いますので、やはり将来生きていくにあたって、必ず関わっていく金融経済教育を早く導入してほしいと思います。

(藤沢) ありがとうございます。ちょうど櫻田副大臣もいらっやっていますので、学校教育は是非宜しくお願ひしますと申し上げたいと思います。学校教育で採り入れる時に1つ問題になると思うのは、そもそも先生方がその知識があるのだろうかということです。そういう教育を受けてきた人間が日本にはほとんどいない

わけですけれども、中原先生、なんか失礼な質問になってしまいますけど、やはり先生自身のこういう教育というのは必要ですよ。

(中原) 実際、小中学校の義務教育ではどういうことを教えなければいけないかという、共通のカリキュラム的な縛りもあり、なかなか難しいかもしれません。我々のような大学ではそういう縛りはありませんので、ある程度自由なテーマで考えさせることもできますが。

また、お金とは何かということを小学校の時に教えてくださいますといっても、お金が何なのか明確に定義されていないと、何を教えていいのかわかりません。

更に、アメリカとか海外では、実践を通して学んでいこうという考え方がありますが、1つ注意していただきたいのは、起業家教育とキャリア教育を区別していただきたいということです。日本ではビジネスを自ら起こすという意識をもった方が少ないため、小さい時から起業家教育をやっけいこうという考え方があります。しかし、例えばよく小さい時に「将来あなたは何になりたいの？」と尋ねたら、「花屋さんになりたい」、或いは「ケーキ屋さんになりたい」と答えますが、この「花屋さんになりたい」、或いは「ケーキ屋さんになりたい」というのと、起業家というのは違います。この花屋さんというのは1つの職業なので、そのための教育がキャリア教育です。それに対して、起業家として実際に企業を起こすために必要な法的なことやお金を集めることなど、色々なことを教育していくことが起業家教育なのです。これらを小さい時から実践的に学んでいこうというのは、なかなか困難なことではないのかなと思います。実際の起業家教育と、通常の金融経済、或いはそれら基本的な知識の教育を、学校でどういう形で区別して教えていくのかということも課題だと思っています。

(藤沢) そうなのです。まさに仰る通り、この金融経済教育の中には、先程の哲学の「私は誰？」という考え方もありますし、起業という意味では会社を起こすというものもあるでしょうし、金融市場の仕組みということもあるでしょうし、働くということもやはりお金の教育の中に入ってくるでしょうし、非常に幅が広いので、これをどう整理していくかというのは大きな課題だと思います。おそらく板底さんの所では、こういう整理をされた教育をされていると思うのですが、是非時間があつたらご披露いただきたいと思います。

さて、学校教育にできれば入れてほしいという話がありました。金融経済教育懇談会の時に

も、お金というのは道具であるので、色々な教科の中にお金の話を組み入れていけるのではないかという話がありました。神戸さんいかがでしょうか。

(神戸) そうですね。例えばアメリカの学校教育でも、小学生の算数の時間で「比」の勉強をする際に取り入れているそうです。教材の中に、「サラ金（アメリカではシャークローンという。）から年利 20 数%でお金を借りると 5 年間でいくら金利を払うでしょうか？」という問題があるわけですね。それで実際にその金利の金額を計算すると、それは大変だということに気づきます。「こんなローンを皆さん借りますか？」という、子供は「ノー」と言う。そういう自然な形で教科の中に組み込まれていると効果があると思います。

(藤沢) ご家庭でお子さんに算数を教えてあげる時にも、お金の金利の計算なども入れながら、教えていただくことができればと思うのですが。

(神戸) そうですね。私は、お金の教育は多分 3 段階ぐらいに分けて考えることができるという気がしています。こずかい帳をつけるなどの金銭教育と言われている部分、そしてそれから今貯蓄から投資へと言われている、投資教育という部分と、その間をつなぐ部分で、マネー教育とでも呼ぶべき分野があると思います。いわゆるライフプランニングやリスクマネジメントなどの効能としては、マイナスを防ぐための知識ですね。プラスを生むための知識、教育というのと、マイナスを防ぐための知識・教育というのがあると思うのですが、やはり義務教育レベルでやるのは、マイナスをきちんと防ぐための知識をしっかり身につけていただくことかと思えます。投資教育となると、勝ち組と負け組にどうしても分かれてしまうみたいなのところもあり、学校教育にどこまで馴染むかという側面もありますので、そこを区別しながらやっていく必要があると思います。

先程、楠本さんのお話の中で、毎月分配型ファンドでいくら売る側が説明してもお客様は聞きたいことだけを聞いているというお話がありました。そうならないためにも、一番基本となるセオリーや分からない場合には自己過信しないでセカンドオピニオンを確認すべきことなどを知っておく必要があると思います。櫻田副大臣が 5 つのポイントの中で仰っておられましたけれど、そういうセオリーを身につけさせるということぐらいまでは、学校教育できちんとやっておくべきではないかと思えます。

(藤沢) なるほど。ありがとうございます。お金の教育を今、神戸さんが見事にまとめてくだ

さいました。金銭教育とマネー教育と投資教育ですね。子供も必要なのですが、特に大人はマネー教育と投資教育の所が大事で、河井さんのご発表いただいた話の中で、トラブルの話、スキミングの話、これはまさにマネー教育のトラブルの所だと思います。河井さん、投資教育のあたりはいかがですか。実際に勉強会をされていて、こういうトラブル系のもの、投資にもトラブルに関わるものは毎月分配金みたいにあるのですけれども、積極的に資産を投資に向けていこうという場合はどんな勉強をされていますか。また、ニーズはありますか。



(河井) 儲ける方の勉強はしておりません。実際の仕事では、苦情として、逆に、適合性の原則と言われますが、ふさわしくない方、全然その知識がない方、適合性がない方を勧誘するといった例をよく知っていますので、とにかく石橋を叩いて渡るということを勉強しています。今後は、より積極的なプラスの方の勉強もできたらとは思っております。

それから、先程哲学という話がありました。ライブドアとかこのところ不祥事が多いですが、結局哲学がないことが原因ではないかと思えます。昔だったら道徳としてそんなことしないのは当たり前と思っていることが、今の若い人たちは、とにかく見つからなければ、捕まらなければ、何をしてもいいという風潮があるように私には思えます。そういう意味で、道徳みたいな、哲学を含んだ教育が必要ではないかなと思っております。

(藤沢) ありがとうございます。仰る通りですね。先程の神戸さんのお話でもありましたけれども、お金は手段であり道具です。ということは、道徳がなければ、道具の使い方を間違ってしまうから、刃物と同じになってしまいます。

また、「投資は危ないから橋を叩きながら」という話がありましたが、私もこれが大切だと思います。楠本先生はいかがでしょう。こうい

う投資ということに関しますと、教育をどのように考えていらっしゃいますか。

(楠本) 教育にも色々な段階があると思います。余り投資に詳しくない高齢者等の教育ということでお話しすけれども、そういう方々に対してはまず、今後、自分が生きている間、例えば80とか90までの間に、どれぐらいお金がかかるかを考えていただきます。それから、今持っているお金、これから入ってくるお金（主として年金）の全体を見ていただいて、それをライフ資金と準備資金と利殖資金の3つに分類していただいています。私が教育の対象にしているような方々に対しては、まずはライフ資金、準備資金、利殖資金の見極めから始めなければいけないと思っています。

そして、収入がこれからほとんど無く、今ある資産を守っていかなければいけないという方々にとっては、基本的には投資は、利殖資金でやるものであるということを情報提供しています。100万円が場合によってはゼロになってもいい、そういうお金でやるのが投資ですよと伝えています。これが、私の投資教育の出発点になります。

一方、若い方に関しましては、まだ十分時間の余裕がありますので、そういう方々はじっくり勉強して、資金の一部をリスクのある商品に勉強のために出していてもいいと思います。

(藤沢) なるほど、そうなのですね。ここで、そういった大人の教育を誰が担えばいいのか、というのが大きな問題になってくると思います。子供の場合は学校だとか家庭だとか色々、私たちも見えてくる部分があるのですが、大人の場合は学校という機会がなかなかありませんので、櫻田副大臣に基調講演をいただいた中で、信頼できるプロということで金融機関とかファイナンシャルプランナーなど、色々出ていたのですが、今日お集まりの方々も、今日の前のお金をどう守っていったらいいのか、誰に相談したらいいのか、誰に自分のパートナーになっていただいたらいいのか、悩んでいらっしゃるのではないかと思います。どなたにこの教育を担っていただき、支援していただいたらいいのかという点について、本当に個人的なご意見で結構ですので、伺いたいと思います。板底さんはどうですか。

(板底) そうですね。やはり、自分で勉強するしかないと思います。

(藤沢) 厳しいですねえ。

(板底) はい。偉そうに言いますが、私は親からそういう教育を受けて育ちました。小学校の時から新聞を読んでいますし、中1ぐらいか

ら会社四季報を読んでいます。会社四季報を開いた途端に、世界は広がりました。これを開いて一生懸命株の銘柄を探して買おうと考えた時に、「会社というのは一体どうなっているのか?」、「どうやって儲けているのか?」、「皆さんの給料はどこから来るのか?」、ということが見えてきます。色々なことが分かるので、まずは、はっきり言えば株をちょっと買ってみたいということは、非常に大事なことはないかなと思います。

(藤沢) 株をまず買ってみる。どうでしょうか。私も、何でも始めてみることによって学ぶことは多いと思います。しかし、買ってみる時にもやはり、誰か先生が欲しいなと思うこともあるかもしれないのですが、中原先生、多分同世代の方でお金をどうしようか悩んでいる方もいらっしゃると思うのですが、どう思われますか。どなたにこれを担っていただきましょうか。

(中原) 各自が勉強していく際の担い手という点につきましては、1つは家庭であると思いませんし、もう1つは本日みたいなこういったシンポジウムも、社会的な勉強の機会になると思います。

こういった社会的な勉強の機会というのは、各自のやる気に大きくかかっていますので、そういったやる気をいかに起こさせるかというのが、金融庁などの使命になってくるかと思いません。ただし、こういった活動への参加は義務ではありませんので、先程神戸さんも仰られたように、機会が均等じゃないと不公平となりますから、できるだけ公平にこういった情報を行き渡るようにしておかなくてはならないと思います。そしてこうした機会を利用して勉強するか、しないかというのは、自己責任ということになってくるのではないかなと思います。その結果、うまく活用し、能力アップできる方がいたり、できない方がいても致し方ないと思います。

もう1つの担い手である家庭ですが、私は家の中でそういった教育というものを正直ほとんどやっていません。子供も、そういうことで私に意見なんて聞きません。それは、1つに親自身がそういった知識を体系的に持っておらず、教えるだけの力がないということによるものだと思います。したがってこれからは、親も子供に教えるだけの金融に係る知識を習得していかなければいけないのかなと思います。

(藤沢) はい、ありがとうございます。今中原先生のお話の中で、色々な情報をみんなが知る機会が必要だというようなことを仰いました。本日のこういうイベントも、金融庁、千葉県がやってくださったお蔭で、こうやって我々は触

れることができているのですが、河井さんは勉強会をされている中で、こういう情報というのは、どのように集めたり取ったりしているのか、ちょっとご参考に伺えればと思います。

(河井) 私の場合、金融学習グループということで、3年間、金融広報委員会の補助を頂いたりして、本当に助かりました。そして金融広報委員会の、金融広報アドバイザーの先生方が本当に役に立っていただいています。お隣にいらっしゃる楠本先生はじめ、皆さん一流の方々ばかりで、本当に「ああ、この先生方に教わって良かったな」とそういう方ばかりですので、この会場にいらっしゃる皆さん方も、是非勉強会をしたいということで千葉県に先生の派遣を要請されると宜しいと思います。

(藤沢) はい、ありがとうございます。意外にそういうことを知らないものですよね。もちろん、金融機関の方も色々ご指導くださるのですが、もう1人誰かに話を聞きたいと思った時に、誰に聞けばいいのかということ、そういう県からも補助を頂いたり、そういう先生をご紹介していただけたらということですから、それはもう私たちが是非活用していかなければいけないと思います。

先程、勉強するには、板底さんが「まず株を買ってみたら」と仰いました。同じことだと思いますが、まず、自分で動いてみることによって、色々な先生と出会えたり、チャンスに出会えたり、勉強する機会が与えられるのかなと思います。

では、この第1セッションのまとめに神戸さんに伺いたいのですが、この教育、特に大人ですね。もう大人で、これから老後を迎えるという方々に対して、誰がどうこの教育を担うべきか。ファイナンシャルプランナーの方でしょうし、金融機関もあるでしょうし、その辺をどのようにお考えか教えていただけますか。

(神戸) そうですね。本日櫻田副大臣がお話された通り、1,500兆円弱のうち大体半分は60歳以上の方がお持ちというお話ですから、その方々が行動を起こされない限りやはり変わらないですね。

その際、以前の非常識が常識になったり、常識が非常識になったりということが今起きているわけですので、お金の運用のリテラシーを上げるという部分でいえば、まずは国がリテラシー、読み書き能力は少なくともこの水準だということをしきりに作って、リードしていくべきだと思います。

ただし、国だけがやっていると、どうしてもスピード感が不足しがちですね。今日も金融庁

さんが一生懸命やられていますけれども、毎日こういうイベントをやっても1年365日で、365回しかできません。毎回何百人かの方が聴かれても、そうたくさんの方が機会を得られるわけではありません。そうすると、スピード感を持って機会の均等を実現していくためには、やはり、民の協力をどのように仰いでいくかということになると思います。それでは民とは具体的に何かというと、藤沢さんとご一緒した金融経済教育懇談会でも議論が百出した分野なのですが、私の私見では、メディアとかあるいは金融機関などの協力も必要な局面が出てくると思っています。

1,400兆円以上の個人金融資産というのは、まさに日本の繁栄を作ってこられた方々の努力の結晶なのですが、これからは、この金融資産にも働いてもらうことが、日本にとっても非常に重要な段階になってきているということ、できるだけ多くの方にご理解いただくことが必要ではないかと思っています。

(藤沢) ありがとうございます。金融経済教育について、こうやって皆さんにお話を伺って、本当に色々なスタートポイントもあれば、色々な問題もあるということで、非常に複雑であるということ認識したわけですが、しかし、改めて分かったことは、もう今、動き始めなければいけないということだと思います。私たちは、実際に、お金を日々使って生きていますし、これからも使って生きていかなければなりません。もっと恐ろしいのは、これからネット社会になって、お金が目に見えにくい時代となるわけです。見えにくい所でお金が動き始める時代に、どうやって子供たちにお金の教育をするのかということ、今よりきっと難しくなってくるのではないかと思います。そんな時に、今日お集まりの方々が、実際に、どう自分で学んでいけるか、学ぶ機会を作っていくか、そしてその機会をつくってほしいという声を、国や、県や、色々な所に上げていくか、これが実は、将来に対しても非常に重要なことなのではないかと思っています。そのために、一歩踏み出すということの大切さを、今日パネリストの皆様、先生方から教えていただいたような気がします。どうもありがとうございました。

次号では、「セッション2・市民による地域社会の活性化・地域社会に貢献する市民のお金の使い方」の模様をご紹介します。

【国際室から】

銀行監督の基本原則～「バーゼル・コア・プリンシプル」の見直しについて

総務企画局総務課国際室課長補佐 大城 健司

4月6日、バーゼル銀行監督委員会（以下、「バーゼル委」。）は、「バーゼル・コア・プリンシプル」及び「コア・プリンシプル・メソドロジー」の改訂案を取りまとめ、市中協議文書として公表しました。^{※1} これらの文書は、バーゼル委が、同委員会のメンバー国以外の監督当局等と協力しつつ、1997年9月及び1999年10月にそれぞれ公表した同名の文書の改訂案です。改訂作業にあたっては、我が国も、小職がドラフティング・チームに参加するなど、草案段階から積極的な貢献を行ってきたところです。以下では、今回公表された市中協議文書の概要をご紹介します。^{※2}

1. 「バーゼル・コア・プリンシプル」とは

「バーゼル・コア・プリンシプル」（以下、「コア・プリンシプル」。）は、正式には、“Core Principles for Effective Banking Supervision”（邦題：「実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則」）と呼ばれています。その名の通り、各国の監督当局が実効的な銀行監督を行っていく上で欠くことのできない最低基準を「25の基本原則」として取りまとめたものであり、世界各国の銀行監督当局にとっては「行動規範」のような意味合いを持つ重要な文書です。コア・プリンシプルは、1996年6月に開催されたリヨン・サミットの経済コミュニケにおいて、「金融市場における健全性確保のためのより良い規制と監督は、国際通貨及び金融制度の安定を保持していくうえでの不可欠の要素である」との認識が示され、効果的な金融監督の仕組みの構築を促す努力の強化が求められたことを受けて、バーゼル委が取りまとめたものです。具体的な取りまとめ作業は、バーゼル委のメンバー（G10）国のみならず、非メンバー各国・地域の監督当局との共同作業で進められ、1998年10月の世界銀行監督者会議（ICBS）に参加した世界各国の監督当局によって採択されています。

また、ICBSにおけるコア・プリンシプルの採択を受けて、バーゼル委は、1999年10月に「コア・プリンシプル・メソドロジー」（以下、「メソドロジー」。）を公表しました。これは、各国におけるコア・プリンシプルの適切な実施を確保する観点から、コア・プリンシプルが掲げる25の基本原則の遵守状況についての具体的な評価基準を示すものです。メソドロジーでは、25の基本原則のそれぞれについて、「必須基準」（Essential Criteria）と「補足基準」（Additional Criteria）が設けられています。「必須基準」は、各国の銀行監督が実効的であるために一般的に確保されていなければならない要素（ミニマム・スタンダード）であり、「補足基準」は、各国の銀行監督をより強固なものとするために、各国が実施するよう努力すべき要素（ベスト・プラクティス）とされています。このうち、コア・プリンシプルが掲げる25の基本原則の遵守状況は、各原則について設けられた「必須基準」に照らして総合的に評価すべきものとされています。もちろんベスト・プラクティスとしての「補足基準」も遵守されることが望ましいのは言うまでもありませんが、「補足基準」が遵守されていないことを理由に、当該国における銀行監督が実効的でないと評価することはできません。

コア・プリンシプル及びメソドロジーは、銀行監督の実効性に関する各国当局の自己評価（セルフ・アセスメント）や、コンサルタント等の第三者による評価を実施するにあたり、世界共通の目線を提供する役割を果たしています。また、国際通貨基金（IMF）及び世界銀行が実施している金融セクター評価プログラム（FSAP）等において、これらの国際機関が実施している各国の金融セクターの評価にも活用されています。^{※3} このため、メソドロジーの策定にあたっては、バー

¹ 金融庁ホームページからも入手可能です <http://www.fsa.go.jp/inter/bis/20060411.html>。

² 本文中の意見にあたる部分は、執筆者の個人的な見解です。

³ コア・プリンシプルは、IMF及び世界銀行の業務に関連した12の重要な国際基準の一つ（銀行監督）と位置づけられており、各国の遵守状況は「国際基準の遵守状況に関する報告書」（ROSCs）における

ゼル委は、コア・プリンシプル・リエゾン・グループ（CPLG）という部会を通じて、非メンバー国の監督当局、IMF 及び世界銀行のスタッフと緊密に協力しながら作業を進めてきました。こうしたプロセスは、今回の改訂作業でも受け継がれています。

2. 見直しの背景

コア・プリンシプルとその具体的な評価基準であるメソドロジーは、開発途上国をはじめとする各国の監督当局が、自国における銀行監督を実効的なものとするために何が不足しているかを明らかにするための基準（ベンチマーク）を提供し、世界各国における銀行監督の質的な向上、ひいてはリヨン・サミットの経済コミュニケで示された国際通貨及び金融制度の安定の保持に貢献してきました。コア・プリンシプル及びメソドロジーが果たしてきたこうした役割は、今日ますます重要性を増しており、今回の見直しは、主に以下のようなことを背景として行われました。

（1）銀行監督実務の進展

現行のコア・プリンシプルが策定された 1990 年代後半以降、銀行の業務やリスク管理実務は急速に進展し、同時に、銀行監督に関する規制や監督手法にも変化が見られました。こうした変化を受けて、バーゼル委もこれまでに銀行の健全なリスク管理実務や当局の監督手法に関するサウンド・プラクティス・ペーパーを数多く公表しています。新しい自己資本比率規制（バーゼルⅡ）の枠組みの中で、金融機関の自己管理と監督上の検証に関する主要原則を示す「第 2 の柱」は、バーゼル委が今日までに積み重ねてきたこれらの健全なプラクティスを活用しようとするものです。^{※4} こうした流れを受けて、コア・プリンシプル及びメソドロジーにおいても、既に多くの国で広く定着したと考えられる一部の基準を補足基準から必須基準へ格上げするとともに、近年における新たな進展についても、その定着度合いに応じて、コア・プリンシプルの基本原則や、メソドロジーの中の必須基準ないし補足基準として反映させることとしました。

（2）評価実績の蓄積

IMF 及び世界銀行は、FSAP における各国の金融セクター評価の一環として、コア・プリンシプルの遵守状況を評価しています。コア・プリンシプルに関して言えば、バーゼル委はあくまでも基準設定主体（スタンダード・セッター）であり、各国の遵守状況評価は行わないとの立場を明らかにしています。このため、コア・プリンシプルの遵守状況を第三者の立場から評価する役割は、主として IMF 及び世界銀行が担っています。1999 年 5 月に FSAP の試行的実施が決定されてから 2005 年までの間に、IMF 及び世界銀行は、延べ 100 カ国以上に対して FSAP を実施しています。この間、各国における遵守状況の自己評価等も進んできたことから、コア・プリンシプルの評価者（アセッサ）としての経験の蓄積を活かしつつ、コア・プリンシプル及びメソドロジーをより明瞭で分かりやすい評価基準とすることも、今回の見直しの目的の一つとなっています。

（3）他セクターの基準との整合性

銀行監督の分野でコア・プリンシプルが存在するのと同様に、証券監督の分野では証券監督者国際機構（IOSCO）が、また、保険監督の分野では保険監督者国際機構（IAIS）が、それぞれのセクターに関する基本原則を策定しています。また、コア・プリンシプルは、例えばマネー・ローンダリング等のような特定領域の問題についても銀行監督の観点から取り扱っていますが、これらの特定領域については、金融活動作業部会（FATF）の勧告等、各領域に固有の国

評価対象とされています。ROSCs のうち、コア・プリンシプルのような金融セクターに関連した国際基準の遵守状況は、IMF 及び世界銀行が実施する「金融セクター評価プログラム」（FSAP）の中で評価されることが多く、その結果を踏まえて IMF が作成する「金融システム安定性評価書」（FSSA）の基盤にもなっています。

⁴ バーゼル銀行監督委員会「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化：改訂された枠組」（2004 年 6 月 26 日）。同文書に盛り込まれた“Guidance Related to Supervisory Review Process”（174 ページ）には、バーゼル委がコア・プリンシプル及びメソドロジーの公表以降に取りまとめたサウンド・プラクティス・ペーパーの一部が紹介されています。

際基準が存在しています。もちろん、銀行、証券、保険の各セクターにおいて監督当局が着目すべき領域は異なり得ますし、マネー・ローンダリング等の特定領域に関する基準が目指すものが銀行監督のそれと完全に一致している訳でもありませんが、近年の各分野での進展を踏まえて、改訂後のコア・プリンシプルにおいても可能な限り整合性を確保しておく必要があります。コア・プリンシプルとその他の関連する国際基準との整合性を高めるため、バーゼル委は、IOSCO、IAIS、FATF 及び支払・決済システム委員会（CPSS）といった他セクター・領域の基準設定主体の意見も聞きながら、改訂作業を進めてきました。

3. 見直しにあたっての基本的な考え方

すでに述べた通り、今回の見直しの目的は、1997 年のコア・プリンシプル公表後における銀行監督上の規制や監督手法等の進展を適切に反映することにあります。バーゼル委としての狙いは、銀行監督のための最低基準としての継続性や現行コア・プリンシプルとの比較可能性の確保に配慮しつつ、上記の目的を達成するために必要最小限の見直しを加えることであり、これまでにない新たな銀行監督上の基準を提案することではありません。また、真に必要な（コアとなる）原則に絞る観点から、見直し後のコア・プリンシプルにおいても、基本原則の数は 25 のままとされています。

なお、コア・プリンシプルにおいては、例えば、健全なマクロ経済政策や、商法、会計基準等の制度的インフラは、各国の銀行監督が実効的であるために必要な外的要素、すなわち実効的な銀行監督のための「前提条件」(precondition) として取り扱われます。これらの前提条件に生じている問題は、銀行監督当局の自助努力のみでは克服できない場合が多いことから、コア・プリンシプルの遵守状況評価にあたり、そうした前提条件の問題は銀行監督当局の問題としては考慮せず、監督制度を評価する際の背景として論じられます。ただし、コア・プリンシプルの遵守状況評価の過程で前提条件に関わる問題が明らかになった場合、評価者（アセッサー）は、それらの問題が銀行監督の実効性を確保する上でどのような妨げとなっているか、また、各国の監督当局がそれらの前提条件の問題にどう対処しているかについての定性的な意見を述べることとされています。

4. 改訂案における主な変更点

以下では、今回の改訂案における主な変更点をご紹介します。

(1) 銀行監督当局の独立性等の強化

コア・プリンシプルの原則 1 は、各国の銀行監督当局が、明確な目的と責任の下、機能上の独立性を保ちながら職責を果たすために必要な枠組みが整っていることを求める基準です。今回の改訂案では、監督当局の透明性、ガバナンス及び説明責任（アカウンタビリティ）といった要素に関する記述が、原則 1 の本文に新たに盛り込まれています。また、メソドロジーにおいても、例えば、監督当局の長が法定の事由を除き在任期間中に罷免されないことを、補足基準から必須基準に格上げするといった見直しが行われています。

(2) 新しい自己資本比率規制（バーゼルⅡ）の取扱い

バーゼル委は、2007 年からの実施を前提に、新しい自己資本比率規制（バーゼルⅡ）の枠組みを公表していますが、バーゼル委メンバー（G10）国以外の国については、各国の銀行システムの発展段階等を踏まえつつ、各国当局が実施時期等を慎重に検討すべきであるとの立場を明らかにしています。自己資本比率規制は、コア・プリンシプルの原則 6 で扱われていますが、今回の改訂案では、全世界の監督当局に等しく当てはまる最低基準としてのコア・プリンシプルの性格に鑑み、バーゼルⅡの実施を全ての国に対して一律に求めることはせず、各国がそれぞれに選択した自己資本比率規制の枠組みが適切に実施されているか否かを評価することとされました。

(3) 銀行による適切なリスク管理態勢の確保

監督当局が果たすべき役割は、当然のことながら、その監督を受ける銀行の実務の進展に伴い変化します。近年、金融技術の発展により、銀行のリスク管理手法には目覚ましい進歩が見られますが、こうしたことを受けて、今回の改訂案では、銀行（及び銀行グループ）が、全ての重要なリスクを包括的に管理し、当該リスクに照らして自己資本の適切性を自ら評価するための統合的なリスク管理プロセスに関する原則が設けられました（原則 7）。これは、現行のコア・プリンシプルにおいて、信用リスクや市場リスク以外のリスクを一括して取り扱っていた原則 13（「その他リスク」）を発展的に改訂したものです。同様に、現行コア・プリンシプルの

原則 13 の一部とされていた「流動性リスク」、「オペレーショナル・リスク」及び「金利リスク」といった特定のリスク・カテゴリーについても、それぞれ独立した原則が設けられることになりました（原則 14～16）。

これらの見直しは、いずれもバーゼルⅡにおける「第2の柱」（金融機関の自己管理と監督上の検証）の考え方を反映しています。バーゼルⅡの「第2の柱」では、最低所要自己資本比率（第1の柱）の対象とはならないリスクについても、銀行自身がこれらのリスクを適切に管理し、それに見合う十分な自己資本を維持するといった自己管理型のリスク管理と自己資本の充実のための取組みが期待されています。また、監督当局は、各銀行が自発的に創意工夫をしたリスク管理の方法について検証・評価を行い、必要に応じて適切な監督上の措置を採ることとされています。先ほど述べた通り、バーゼルⅡの実施の有無はコア・プリンシプルの原則6の遵守状況の判断基準とはなりません。各国の当局が、銀行に対して適切なリスク管理態勢の確保を求めていくこと自体は、バーゼルⅡの実施とは無関係に全ての国に等しく当てはまるとの考え方に立ち、これらの見直しが行われたものです。

もっとも、各銀行にとって望ましいリスク管理態勢のあり方は、その銀行の規模や業務特性等により様々です。従って、コア・プリンシプルが掲げている各原則や評価基準は、各国の発展段階や個別銀行の規模等の事情に応じて柔軟に適用されるものとなっている必要があります。このように、コア・プリンシプルの各原則や基準が、個々の事情に応じて柔軟に適用されるといった考え方は”proportionality”と呼ばれ、特に、上述のリスク管理態勢に関する基準の中では随所に盛り込まれています。

5. 今後の予定

バーゼル委は、今回公表された市中協議文書に対するコメント（英文）を、本年6月23日（金）まで、以下の宛先にて受け付けています。また、コメントは電子メールでも送付可能です（baselcommittee@bis.org）⁵。

Basel Committee on Banking Supervision
Bank for International Settlements
Centralbahnplatz 2
CH-4002 Basel
Switzerland

バーゼル委は、本市中協議の実施後、コア・プリンシプル及びメソドロジーの最終化に向けて、市中からのコメントを踏まえた必要な見直しを行っていく予定です。

実効的な銀行監督のための基本原則であるコア・プリンシプルが改訂されることは、銀行監督をめぐる様々な環境変化を受けて、日本を含む各国の銀行監督当局が、絶えず監督行政の見直しを行うべきことの表れと言えます。金融庁としては、改訂後のコア・プリンシプル及びメソドロジーも踏まえながら、我が国における検査・監督行政の質の向上に努めていきたいと考えています。

⁵ 本電子メール・アドレスはコメント送付専用であり、通信目的での使用はできません。

【金融便利帳】

※ このコーナーは、とかく専門的でわかりにくい金融に関する用語や様々な疑問について、分かりやすく解説するものです。

今回のキーワードは「**監督指針と事務ガイドライン**」です。

監督指針と事務ガイドライン

「**事務ガイドライン**」とは、平成10年6月の金融監督庁の発足を前に取りまとめられた、行政部内の職員向けの手引書のことです。当時、旧大蔵省は、ルールに基づく透明かつ公正な金融行政への転換の一環として、金融関係通達等を全面的に見直し、大幅な廃止及び省令・告示化などを行い、行政の透明性の向上を図りました。その一環として、行政の統一的な運営を図るための法令解釈、行政部内の手続き及び金融機関の財務の健全性や業務の適切性等の着眼点等につき、「**事務ガイドライン**」が策定され、一般に公表されました。

一方、「**監督指針**」とは、基本的に、より多面的な評価に基づく総合的な監督体系の構築のため、**監督事務の基本的考え方、監督上の評価項目、事務処理上の留意点について、従来の事務ガイドラインの内容を踏まえて体系的に整理し、必要な情報を極力集約したオールインワン型の行政部内の職員向けの手引書のことです。**つまり、事務ガイドラインを発展的に解消し、新たに策定したものが監督指針とすることができます。事務ガイドライン策定後、業態ごとの特性に即したより適切な監督業務の遂行のため、より多面的な評価に基づく総合的な監督体系の構築が必要とする見方が強まり、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の策定を皮切りに、業態ごとの監督指針の策定が進みました。

1. 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の策定

平成15年3月27日に公表された、金融審議会金融分科会第二部会報告「[リレーショナルシップバンキングの機能強化に向けて](#)」において、①中小・地域金融機関の業務は、営業地域が限定されており、特定の地域、業種に密着した営業展開を行っていること等の基本的特性を有していること、②中小・地域金融機関は、市場によるチェックが行われにくく、相対的にガバナンスが弱くなる可能性があること等から、それまでの事務ガイドラインにおいて規定されている領域にとどまらず、コーポレートガバナンスや経営の質、地域社会や取引先企業へのコミットメント（地域貢献）が収益力や財務の健全性に与える影響等の観点も取り入れた、より多面的な評価に基づく総合的な監督体系を構築する方向で検討することが必要とされました。

これを踏まえ、中小企業の再生と地域経済の活性化を図り、あわせて中小・地域金融機関の不良債権問題を解決することを目的として策定された「[リレーショナルシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム](#)」（平成15年3月）の中で、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の策定が明記されました。これを受けて、中小・地域金融機関の監督事務に関し、その基本的考え方、監督上の評価項目、事務処理上の留意点について、従来の事務ガイドラインの内容を踏まえて体系的に整理した「[中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針](#)」（平成16年5月）が策定、公表されました。

なお、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の策定に伴い、事務ガイドライン（第一分冊：預金取扱い金融機関関係）の中の、中小・地域金融機関の関連項目については削除されました。

2. 主要行等向けの総合的な監督指針の策定

一方、主要行については、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針策定当時、[金融再生プログラム](#)（平成14年10月）等に基づき、不良債権比率を平成17年3月末までに平成14年3月期（8.4%）の半分程度に低下させるという目標に向けた取組みを推進しているところでしたので、主要行向けの総合的な監督指針については、不良債権問題が正常化した段階で策定することが適当とされました。

その後、平成 17 年 3 月期の主要行の不良債権比率は 2.9%となり、主要行の不良債権問題が正常化したこと等を受け、「主要行等向けの総合的な監督指針」（平成 17 年 10 月）が策定、公表されました。これは、世界最高水準の金融サービスを提供し、我が国経済の発展と国民生活の向上に寄与することが期待されていると考えられる主要行等について、そのために必要な高度なリスク管理や適切な経営管理（ガバナンス）等に着眼点をおき、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針等の意義を踏まえつつ、その業務の特性や行政における過去の経験等を踏まえた、総合的な監督体系の確立を図る目的で策定されたものです。

なお、主要行等向けの総合的な監督指針の策定に伴い、事務ガイドライン（第一分冊：預金取扱い金融機関関係）は、廃止されました。

3. その他の業態等における監督指針の策定

その他の業態についても、それぞれの業態の特性に則したより適切な監督業務の遂行のため、監督事務に関し、その基本的考え方、監督上の評価項目、事務処理上の留意点等について、従来の事務ガイドラインの内容も踏まえ、体系的に整備した監督指針が次々と策定されました（平成 17 年 6 月：金融先物取引業者向けの総合的な監督指針、平成 17 年 7 月：証券会社向けの総合的な監督指針、平成 17 年 8 月：保険会社向けの総合的な監督指針、平成 18 年 3 月：少額短期保険業者向けの監督指針）。なお、各業態の監督指針の策定の際に、事務ガイドラインの関連部分は廃止されています。

また、法改正による新たな留意事項の追加や金融業界における新たな潮流に対応する上での監督上の着眼点の明確化のため、事務ガイドラインの枠組みを越えた監督指針の策定も進みました（平成 16 年 12 月：信託会社等に関する総合的な監督指針、平成 17 年 6 月：金融コングロマリット監督指針）。

※ 各監督指針及び事務ガイドラインの内容については、金融庁ホームページの「所管の法令・ガイドライン等」内の[「事務ガイドライン・監督指針」](#)にアクセスして下さい。

【金融ここが聞きたい！】

※ このコーナーは、大臣の記者会見における質疑・応答（Q&A）などの中から、時々旬な情報をセレクトしてお届けするものです。もっとたくさんご覧になりたい方は、是非、金融庁ホームページの「[記者会見概要](#)」のコーナーにアクセスしてください。

Q： 会計を巡る事件が相次いでいることについての考えと、監査法人に対する金融庁の対応を聞かせください。

A： 監査をやられる方というのは、自分の職業としてやられるという側面のほかに、やはり大きな社会的責任を持った業務に取り組むというのが、私は特徴であると思っております。これは、公認会計士或いは監査法人だけではなく、その他の例えば弁護士の方々なども、やはり大きな社会的責任を持っているという職業分野であると思っております。そういう意味では、一連の監査人の不祥事が続いたということは、極めて遺憾なことであり、こういうものにどう対処していくのかということは、当該の色々なことに関係した方々の処分に止まらず、やはり監査法人のあり方、或いは監査人のあり方等々を含めまして、どこかできちんと検討し、対策をとっていかねばならないと思っております。まだ正式に、どこの場面できちんと議論するかは決まっておりますが、既に金融審議会等もごございますので、そこちょっと御相談をして、今後、監査全般にわたってきちんとした対応をとれるように、至急に行動したいと思っております。

【平成18年3月31日（金） 閣議後会見】

Q： 日本会計士協会が会計士の不祥事に対する対策を発表しました。協会では、官による規制ではなく自主規制によって対応することが望ましいと言っていますが、お考えをお聞かせください。

A： 弁護士会の歴史を調べられたらいいと思いますが、弁護士法という法律があって、それぞれの弁護士会に登録をして初めて弁護士という業務を開始できるという、登録制であって、弁護士会というのは極めて自治的な、官の介入を許さない、しかし自主的に自分達を律していこうという団体になっています。

公認会計士の皆様方の登録制というのは、それ自体、弁護士会的なところまでは到底行っておりませんが、構成員自ら、自分たちの判断で運営していこうと。そして、倫理規定等を設けて不祥事等を少なくしていこうというその努力は私は高く評価したいと思っております。

監査する人を監査しなければいけないというのは情けない話でございますけれども、そういう仕組みを公認会計士の皆さんが自ら作られたということは、その運営、取り運びをこれから温かく見守っていかなければならないと思っております。

【平成18年4月7日（金） 閣議後会見】

Q： 金融庁の懇談会で貸金業について中間整理がまとめられますが、特にグレーゾーン金利の扱いについて、大臣のお考えと、今後の対応についてお聞かせください。

A： 実は先週末、法務省の民事局長と色々話をし、今週に入ってから金融庁の事務方と法務省の間で、出資法、利息制限法をどう取り扱っていくのかということ協議しようとして申し上げました。向こうもぜひそうしたいと仰っていました。

ただ法務省の中で、出資法というのは実は刑事局所管の法律ですので、刑事局とも話をしていきたいと思っております。と申しますのは、立法したときの意図というのは、もちろん立法意思はあるわけですが、最高裁の判例というのは、それを徐々に修正していると考えざるを得ないと私は思っておりまして、仮に最高裁がそういう判例を通じて一定のものの考え方を示した以上、行政府、また特に立法府は、それにどう対応していくかということ真剣に考える責任と義務があると私は考えております。

【平成18年4月18日（火） 閣議後会見】

【お知らせ】

○ 大臣・副大臣・政務官への質問募集中

本号では休載させていただきましたが、アクセスFSAでは、読者の皆様から寄せられた金融を巡る大臣・副大臣・政務官へのご質問に、大臣・副大臣・政務官が直接お答えする【大臣に質問!】、【副大臣に質問!】【政務官に質問!】のコーナーを設けております。「金融庁のやっている金融行政って、よくわからないんだけど、大臣・副大臣・政務官にこんなことを、是非、直接聞いてみたい!」というご質問がございましたら、金融庁ホームページの[「ご意見箱」](#)にお寄せください。その際、ご意見箱の件名の欄には、必ず「大臣に質問」「副大臣に質問」「政務官に質問」とご記入ください。また、本文の欄にご質問の内容をご記入下さい。ご意見箱のコーナーには、「45行以内」とありますが、「大臣に質問」、「副大臣に質問」、「政務官に質問」の場合には、ご質問の趣旨を明確にさせていただくために、恐縮ですが100字以内に収めていただきますようお願いいたします。お寄せいただきましたご質問の中から1問選定させていただき、「アクセスFSA」において大臣・副大臣・政務官の回答を掲載させていただきます。

○ 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

金融庁ホームページでは、[新着情報メール配信サービス](#)を行っております。皆様のメールアドレス等を予めご登録いただきますと、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内いたします。ご登録をご希望の方は、[「新着情報メール配信サービス」](#)へどうぞ。

【3月の主な報道発表等】

- 1日(水) [アクセス](#) ・ 保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム「中間論点整理 ～適合性原則を踏まえた保険商品の販売・勧誘のあり方～」を公表
- 3日(金) [アクセス](#) ・ 韓国外換銀行在日支店に対する行政処分
・ 国際コンファレンス開催
- 7日(火) [アクセス](#) ・ 事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）の一部改正(案)の公表
(パブリック・コメント)
- 9日(木) [アクセス](#) ・ J. P. モルガン証券会社東京支店に対する行政処分
[アクセス](#) ・ 保険業法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(案)、保険業法施行令の一部を改正する政令(案)及び保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)等（少額短期保険業界関係）に対するパブリック・コメントの結果
[アクセス](#) ・ 第1回情報セキュリティに関する検討会開催
- 10日(金) [アクセス](#) ・ 情報セキュリティに関する検討会の設置
[アクセス](#) ・ 「保険業法等の一部を改正する法律」の一部施行に伴う保険業法施行令(案)（保険のセーフティネットの見直し関係）に対するパブリック・コメントの結果
[アクセス](#) ・ 証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会及び市場機能支援室の設置
[アクセス](#) ・ 株式会社近畿大阪銀行に対する行政処分（近畿財務局長処分）
[アクセス](#) ・ 株式会社福岡銀行に対する行政処分（福岡財務支局長処分）
[アクセス](#) ・ 第12回貸金業制度等に関する懇談会開催
- 13日(月) [アクセス](#) ・ 金融機関等から業務の委託を受けた者に対する検査について(案)の公表
(パブリック・コメント)
[アクセス](#) ・ 「保険業法等の一部を改正する法律」の一部の施行に伴う内閣府令・財務省令(案)、内閣府令(案)等（保険のセーフティネットの見直し関係）に対するパブリック・コメントの結果
- 14日(火) [アクセス](#) ・ 届出を行うべきタリバーン関係者等のリストの一部改訂を発出
[アクセス](#) ・ 第20回保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム開催
- 15日(水) [アクセス](#) ・ 株式等の売買発注管理に係る一斉点検等の結果の公表
[アクセス](#) ・ 信託会社等に関する総合的な監督指針の一部改正(案)の公表（パブリック・コメント）
- 16日(木) [アクセス](#) ・ 第1回証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会開催
- 22日(水) [アクセス](#) ・ 第13回貸金行制度等に関する懇談会開催
- 23日(木) [アクセス](#) ・ 預金保険法施行令の一部を改正する政令(案)及び預金保険法第58条の3第1項に規定する措置に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)に対するパブリック・コメントの結果
- 24日(金) [アクセス](#) ・ 株式会社あおぞら銀行の普通銀行への転換
[アクセス](#) ・ 株式会社佐賀共栄銀行に対する行政処分（福岡財務支局長処分）

- 27日(月)
- [アクセス](#) ・ 第3回証券取引所のあり方等に関する有識者懇談会開催
 - [アクセス](#) ・ 会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う、証券取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(案)等に対するパブリック・コメントの結果
 - [アクセス](#) ・ 第2回証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会開催
- 30日(木)
- [アクセス](#) ・ 保険会社向けの総合的な監督指針の一部改正(案)の公表(パブリック・コメント)
 - [アクセス](#) ・ 金融検査評定制度の試行に関するQ&Aの公表
 - [アクセス](#) ・ さわかみ投信株式会社に対する行政処分
 - [アクセス](#) ・ J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社に対する行政処分
 - [アクセス](#) ・ 監査法人及び公認会計士の懲戒処分
- 31日(金)
- [アクセス](#) ・ 貸金業関係統計資料の更新
 - [アクセス](#) ・ 金融機関等から業務の委託を受けた者に対する検査について(案)に対するパブリック・コメントの結果
 - [アクセス](#) ・ 少額短期保険業者向けの監督指針(案)に対するパブリック・コメントの結果
 - [アクセス](#) ・ 証券取引所のシステム整備のあり方等に関する論点整理(第二次)の公表
 - [アクセス](#) ・ バーゼルⅡ第3の柱の告示(案)及び監督指針(案)並びにバーゼルⅡにおける適格格付機関の格付と告示上のリスク・ウェイトとの対応関係(マッピング)並びにバーゼルⅡに関する『本邦における証券化取引に対する適格格付の公表要件』(案)及びバーゼルⅡに関するQ&A等の公表
 - [アクセス](#) ・ 主要行向けの総合的な監督指針、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針、保険会社向けの総合的な監督指針の一部改正(案)に対するパブリック・コメントの結果
 - [アクセス](#) ・ 監督指針・事務ガイドラインにおける審査基準・処分基準の公表
 - [アクセス](#) ・ 金融機関のCSR(企業の社会的責任)事例集の公表
 - [アクセス](#) ・ 東洋総研株式会社に対する行政処分(東海財務局長処分)
 - [アクセス](#) ・ 第14回貸金業制度等に関する懇談会開催

※ [アクセス](#) マークのある項目につきましては、[アクセス](#) から公表された内容にアクセスできます。